

《住民が誇りを持って暮らすまち》

岩櫃山

東吾妻町第1次総合計画

後期基本計画
【平成25～29年度】



東吾妻町

吾妻峡

箱島湧水

東吾妻町第 1 次総合計画

後 期 基 本 計 画
【平成 25 ～ 29 年度】

住民が誇りを持って暮らすまち



東吾妻町

目 次 contents

第1章 住民と行政の協働

住民が主役のみんなで創るまち	1
1-1 住民参加、住民と行政の協働の推進	1
1-2 情報公開・情報共有の推進	2
1-3 人権尊重、男女共同参画社会づくりの推進	4

第2章 社会基盤の整備

安全で暮らしやすさが響くまち	6
2-1 道路整備の推進	6
2-2 やすらぎの住環境整備	9
2-3 公共交通体系の強化	11
2-4 情報通信基盤整備の推進	12
2-5 防災・防犯、交通安全の推進	13

第3章 生活環境の向上

自然とうるおいがこだまするまち	16
3-1 環境法規制の徹底と環境意識の向上	16
3-2 自然環境保全	18
3-3 水環境の保全	19
3-4 循環型社会の形成、地球温暖化防止	22
3-5 食の安全の確保	24

第4章 産業の振興

大地の恵みで活力あるまち	26
4-1 産業振興プロジェクトの推進	26
4-2 農林水産業生産基盤（土地と人材）の強化	28
4-3 連携・交流による地域ブランドの推進	30
4-4 観光基盤・観光ネットワークの整備	32
4-5 商工業の振興と新産業の創出支援	37

第5章 保健・医療・福祉の充実

元気な声が響く笑顔あふれるまち	40
5-1 健康づくり支援	40
5-2 高齢者福祉・介護保険制度の充実	42
5-3 障害者福祉の充実	45
5-4 地域福祉活動の充実	47
5-5 児童福祉・子育て支援の充実	49
5-6 地域医療体制の確保・充実	53

第6章 教育・文化施策の充実

豊かな心を育む学びのまち	54
6-1 生涯学習・生涯スポーツの推進	54
6-2 家庭・地域・学校・行政が連携した学校教育の推進	57
6-3 歴史・文化的資産の保全・継承	61
6-4 地域間・世代間の交流・連携事業の促進	63

第7章 行財政改革の推進

健全財政に向け徹底した改革に取り組むまち	64
7-1 町財産の適正管理	64
7-2 集中改革プランの徹底による借金体質の改善	66
7-3 職員資質の向上、適正な人員配置と機構改革	67
7-4 合併の効果を生かした効率的な町運営	68

第1章 住民と行政の協働

住民が主役のみんなで創るまち

1-1 住民参加、住民と行政の協働の推進

現状と課題

協働のまちづくりを推進するために、町民と行政が共通する目的の達成に向けて、お互いの特性を活かせるよう役割分担を明確にした上で、ワークショップ手法[※]の導入や政策評価システムの構築、NPO法人やボランティアの支援・協力など、住民と行政の対等なパートナーとしてまちづくりを進めることが重要です。

基本方針

町民や各種団体等が、施策の立案等に参画できるようにするとともに、民間手法を活かした様々な行政サービスを提供するなど、効果的かつ効率的な町政の実現を目指します。

施策の展開

- （仮称）まちづくり条例の制定に向けて検討していきます。
- 住民参加による（仮称）行財政審議会の設置を検討します。
- 住民参加による行財政白書の作成を検討し、作成した場合には公開していきます。
- ワークショップ手法等の導入を検討します。
- 政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成等に活用する政策評価システムの構築に努めます。
- 行政区等による活動、NPO法人や各種ボランティア活動など、それぞれの団体等が行う地域づくりへの支援や協力を図り、協働に努めるとともに優良な団体等には表彰を行っています。



※ワークショップ手法：住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法

1-2 情報公開・情報共有の推進

現状と課題

町政への住民参加を促進するためには、迅速で正確な情報が提供され、住民と行政とが情報を共有するとともに、住民の声を町政に反映させるための住民参加の機会の拡充が求められています。

また、情報を積極的に提供するとともに、幅広い年齢層、分野から多くの住民が参加できるように、パブリックコメント[※]や町政懇談会をはじめとした広聴制度を充実させる必要があります。

本町からの情報発信については、広報紙「広報ひがしあがつま」の充実が不可欠であり、読みやすい紙面づくりに努めています。また、情報交流の手段として、本町のホームページの活用にも積極的に取り組んでいます。さらに情報化社会に対応した情報発信手段等の高度化に努めるとともに、町民が親しみやすい広報活動のより一層の推進に努めていく必要があります。

広聴活動では、住民に密着した行政サービスや特色ある地域」づくりを進めていくために、直接多くの町民の声を聞くことが大切であり、町民を対象とした町政座談会を町内各会場で実施しています。今後も多様化する町民ニーズに合わせ、広聴機能を充実する必要があります。

公正で開かれた町政を推進することを目的に情報公開条例を制定し情報を開示していますが、今後も個人情報の保護を図りながら、行政施策等に関する情報を開示することにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、公正で透明な行政を推進し、町民による町政への参加を進めていく必要があります。

※パブリックコメント：意見公募手続

基本方針

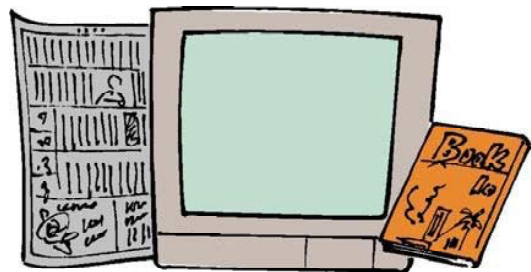
本町の行政施策や事業等に関する情報の公開に努め、広報・広聴機能を充実することで、住民と行政が情報を共有し、住民が積極的にまちづくり活動に参加できる機会や活動の場を広げるとともに、人と人や地域と地域の交流をさらに深め、より良いまちづくりを推進します。

防災行政無線を積極的に活用していきます。

公正で透明な行政を推進し、町民の町政への参画を進めるため、個人情報の保護を図りつつ、東吾妻町情報公開制度の適切な運用に努めます。

施策の展開

- 情報化社会に対応した情報発信手段としてのホームページを積極的に活用するとともに、町民が親しみやすい広報活動のより一層の推進に努めます。
- 広聴活動では、住民に密着した行政サービスや特徴ある地域づくりを進めていくために、直接多くの町民の声を聞くことが大切ですので、町政懇談会を継続して開催していきます。
- 各種審議会・委員会等への町民参加やアンケート等を通じて、町民各層の意見や町民の声を把握し、町政への反映に努めます。
- 情報資産保護のため、個人情報保護条例・情報セキュリティポリシー※の適切な運用に努めます。
- 公正で透明な行政を推進するとともに、住民の町政への参画を進めるため、個人情報の保護を図りつつ東吾妻町情報公開制度の適切な運用に努めます。
- 文書管理システムなどにより、公文書を適正に管理し、庁内情報の迅速化と効率化を図ります。
- 防災行政無線の機能を活用し、行政情報の提供に努めます。



※情報セキュリティポリシー：企業などの団体におけるリスク管理の一環として定めたセキュリティに関する基本方針とルール

1－3 人権尊重、男女共同参画社会づくりの推進

現状と課題

人権教育への理解と啓発を図るために人権教育指導者講座を実施してきました。社会の変化とともに差別や人権侵害の内容も多様化しており、正しい人権意識の啓発に努めます。

人権教育の取り組みとして、人権週間に合わせて「人権作文・人権標語コンクール」を実施しています。また、人権標語の入賞作品を活用した啓発資料を作成し、小中学生に配布しています。

男女共同参画が叫ばれてから、徐々にではありますが女性の社会進出が進んできています。しかし、政策や方針決定の場への女性の参画、就労環境や家庭、地域での男女の生活のあり方等において、男女共同参画の形成が十分とはいえない現状にあります。

少子高齢化の進行、雇用形態の多様化、子育て支援との連携など行政だけではなく、住民、事業者が一体となって男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野に参画できるように努める必要があります。

基本方針

人権問題を正しく認識し、人権尊重の精神に基づき、偏見をもたず、公平にふるまい、人を差別しない確かな知識と互いに助け合う心を育て、人権尊重のまちづくりを推進します。

性別による固定的な役割分担を見直し、男女がお互いの人権を尊重しつつ、責任を分かちあい、個性と能力を充分発揮できる社会の構築に向け、子育て支援と合わせて、男女共同参画を育む環境づくりに努めます。

施策の展開

- 人権尊重のまちづくりを推進するために、身近なところから人権と向き合い行動する機会として人権標語等の募集を行い、人を差別しない確かな知識を広めるため、学習機会を拡充します。
- 「(仮称)男女共同参画社会づくり推進条例」と「(仮称)男女共同参画社会づくり計画」の策定を検討するとともに、政策、方針決定過程の場である町の審議会、協議会等への女性の参画を推進します。
- 男性と女性が共に家庭と仕事、地域生活を両立できるよう、企業、事業所等への育児休業、介護休業制度の周知及び活用等の啓発活動を推進します。
- 女性団体の活動を育成・支援していきます。
- 女性の人権・性を尊重する意識の醸成を図るため、男女共同参画を育む人権学習を推進し、「(仮称)人権尊重の町宣言」を検討していきます。



第2章 社会基盤の整備

安全で暮らしやすさが響くまち

2-1 道路整備の推進

現状と課題

現在整備中の上信自動車道は、上信越自動車道と関越自動車道を連結し、群馬県の「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」の実現とともに、吾妻地域の活性化支援に大きく寄与する道路です。この内、八ッ場バイパスが供用開始され、祖母島～箱島バイパスが着工、吾妻西バイパスでは用地対応が開始されるなどの動きが出ています。今後構想実現に向けては、箱島・植栗・厚田間について調査区間から整備区間への格上げと共に、アクセス道となる県道町道の整備が課題です。

町内の主要道路は、国道145号、406号を主軸に、主要地方道渋川東吾妻線、高崎東吾妻線、一般県道伊香保村上線、中之条東吾妻線、下沢渡原町線、林岩下線、川原畑大戸線と町道により形成されています。榛名山麓では榛名西麓広域農道、広域基幹林道北榛名山線、また、吾妻東部地域と西部地域の新たな連絡網としての吾嬭山線が進められており、森林基幹道路網を形成しています。

関越自動車道に接続する上信自動車道の早期整備、町中心地及び群馬原町駅と吾妻川対岸の工業地域・住宅地を結ぶ都市計画道路・橋梁等の整備、生活道路の改良・舗装、高齢者に配慮した道づくりなどが求められています。

町内の道路整備状況は、未だ集落間を連絡する幹線道路の未整備路線があり、末端の集落内道路にも未整備の路線が多数残されているため、車社会の現在、道路整備の必要性が残されています。

市街地内の幹線道路の整備については、一部区間について群馬県の街路事業として実施中ですが、その他の区間は具体的整備手法が確立されていない状況にあります。

都市計画道路の整備については、土地区画整理事業、街路事業において整備が進んでいますが、他の計画路線においては未着手であり、優先度合いによる計画的整備が課題となっています。また、国で実施している八ッ場ダム建設に伴い、国道145号、J R 吾妻線の付け替え等のダム関連事業が平成27年度のダム完成を目標に進められています。

J R 吾妻線は町にとって大切な公共交通機関です。その利用については、吾妻川で分断された、特に右岸地域の利用には橋梁整備が課題です。これまで郷原駅や岩島駅に近接する「万年橋」や「岩島大橋」が整備され、群馬原町駅前の「仮称吾妻大橋」が着工されるなどの動きも出ていますが、更なる住民の利便性の向上には、矢倉駅前に架かる「岩島橋」の整備が課題です。

高齢者の占める比率が増加しているため、市街地内にあっては誰もが安全に歩行できる歩道の整備が必要になっています。

基本方針

首都圏における高速道路網の整備が進む中で、自動車交通を利活用する環境の高まりとともに、自動車への依存体質も高まっています。

本町においては、高速道路乗り入れまでの時間短縮を図るため、上信自動車道や県道等との接続道路網の整備を検討します。

国・県の基幹道路網の整備を促進するとともに、町内幹線道路、都市計画道路・橋梁、生活道路網、農道・林業の総合的、計画的な整備と維持管理、道路緑化の推進、子どもや高齢者など歩行者が歩きやすい、交通バリアフリーに配慮した安全な道づくりなどを進めます。

都市計画街路「原町駅南口線」（仮称吾妻大橋含む）、これと交差する「原町仲通り線」の整備により道路網が強化され、吾妻川左岸の中心市街地と右岸の公共施設や工業地域、住宅地域との近接性が増し、上流部において吾妻川を横断する既設路線との自動車交通の分散化、平準化を図ることができるため、街路事業「原町駅南口線・原町仲通り線」の早期完成に向けて取り組みます。

未整備の幹線道の整備、狭小の生活道路整備等、緊急車両の進入を妨げることのない安心な生活環境確保が求められています。また、老朽化した路線の維持・修繕はもとより、通行量の多い路線については危険な場所もあり、部分的な改良に取り組みます。

なお、町の中心である原町地区への大型店の出店等により、町民の生活物資の調達が各地区内で済ませる生活形態から、原町地区へ出向いて購入する形態へと変化してきています。こうした町民の生活形態の変化に対応した道路整備が求められています。

生活形態の変化、安心できる生活環境の確保のため、道路整備は今後も求め続けられますが、整備済みの道路については維持管理を行い、未整備の幹線道路については順次整備をしていくこととし、地域住民の理解と協力のもとに実施していきます。

施策の展開

- 関越・上信越自動車道に接続する上信自動車道については、早期に整備促進が図られるよう関係機関に要請します。
- 架橋を含め国・県道の基幹道路網の整備促進が図れるよう関係機関に要請します。
- 町道網の整備として、上信自動車道のアクセスを考慮した町道の整備を図ります。
- J R 吾妻線町内主要駅の利用促進や住民の利便性向上に向けて、上信自動車道の整備と合わせて矢倉駅前に架かる「岩島橋」の橋梁整備に取り組みます。
- 幹線町道の拡幅や未改良道路の改良を計画的に進めます。また、幹線道路の整備と連携し、農道・林道の系統的な整備改良を進めます。
- 道路環境の向上として、道路の拡幅・舗装、交通安全施設の設置を進め、安全な道路づくりに努めます。
- 生活道路は、整備済みの道路の維持管理を行い、道路改良は未整備の幹線道路から順次整備していきます。
- 街路事業「原町駅南口線・原町仲通り線」の完成と同時に川戸地内の都市計画道路の一部区間を供用することにより、中心市街地と川戸地区の新しい道路骨格の形成を図ります。



2-2 やすらぎの住環境整備

現状と課題

公営住宅は、市街地周辺で衛生設備等が整っている居住水準の高い住宅への入居希望が集中しています。多くの公営住宅は、老朽化が進み修理代がかさんでいるため、木造住宅については、退去後入居を認めず、長期的な空き家とする「政策的空き家対策」を実施しています。大戸団地はこの対策により、解体及び借地の返還を行いました。未だに公営住宅の用地は借地割合が高く、経常経費の中でも、借地料は大きな割合を占めています。また、老朽化住宅の建て替えを検討していますが計画どおりに進んでいない状況です。

少子高齢社会の人口構造により、これまで予想していた市街地、住宅地は拡大するという観念を大きく転換しなければならない時代へと移行しています。また、産業構造の再編やそれに伴う物流の根幹を担う道路網の機能的配置が課題となっています。

まちづくりの方策としては、従来からの行政主導から住民との協働の流れの中で、中心市街地において自分たちのまちづくりの取り組みの機運が高まっています。

町営霊園のうち、あづま共同霊園は増設工事を行い余裕がありますが、あがつま共同霊園ではすべて契約済みです。

基本方針

公営住宅の整備として、老朽化した戸建て住宅から、集合住宅に建て替えをすることにより、借地を返還し、公有地を活用しての整備を検討していきます。

公園の整備・管理については、余暇時間の増大やスローライフの時代を迎えた今日、多目的な施設としての公園整備を行う必要があることから、あがつまふれあい公園は都市公園として吾妻溪谷の下流域を自然環境の優れたエリアに整備します。このエリアは、八ッ場ダムの付け替え道路が通過する地点にあり、公園への交通網の整備水準の高さと吾妻溪谷に隣接する地域特性が得られ、町内外からの多くの利用が見込まれています。

町営霊園については、今後の需要をみながら拡張をしていきます。

施策の展開

- 各公共施設へのユニバーサルデザインの導入・拡充を図り、誰もがわかりやすく利用しやすい表示にしていきます。
- 公営住宅については、政策的空き家対策を積極的に進めるとともに、借地の返還と規模縮小をした財政面を考慮した計画的な整備に努めるとともに、少子高齢化やU・Iターン者を視野に入れた住宅整備の検討をします。
- 市街地は行政区域面積の中に占める割合は少ないものの、官公庁や鉄道駅などの中枢機能を備えた町の核であり町の顔でもあります。町内外からの人の流れが起きる場所、人々の交流が集中するエリアとしての地域基盤の整備を進め、タウンセンター※としての機能強化に努めます。
- ハッ場ダム水源地域整備事業を活用し、あがつまふれあい公園および集会所の整備を進めます。ふれあい公園を中心に、すでに整備完了した吾妻峡温泉天狗の湯とあわせ、ダム下流地域住民の福祉向上を図り、だれもが集い、子どもたちの笑顔があふれる、町民憩いの場を築きます。
- あづま共同霊園及びあがつま共同霊園は、今後の需要をみながら計画的に拡張をしていきます。
- 区画整理事業等の推進による宅地造成の検討をしていきます。



※タウンセンター：町の中心市街地。公共施設などが集中している場所

2-3 公共交通体系の強化

現状と課題

公共交通機関については、J R 吾妻線各駅周辺において、トイレの水洗化や駐車場の整備を進め、群馬原町駅に跨線橋を設置するなど利便性を高めてきました。

路線バス事業については、路線バス事業者の撤退に伴う住民の足の確保のため、県の補助を受けながら路線に関係する自治体が運行経費の赤字分を補填する形で代替バスを運行しています。路線や便数の一部変更により、経費負担は少なくなりましたが、路線バス利用者の状況は年々減少しており、また県補助金も減額されている中、新たな運行形態の構築が課題となっています。

基本方針

現在運行している路線バスとスクールバスの要素を持った新たなシステムの構築を行い、公共交通の活性化・再生を図り、住民の利便性の向上と利用者の増加に努めます。

施策の展開

- 路線バスとスクールバスの連携を図りながら地域に適合した実現性、実効性、持続性のある公共交通ネットワークの構築を目指します。
- J R 吾妻線の維持と周辺施設の整備を図ります。
- 福祉バスを継続し、公共交通との連携推進の検討をしていきます。



2-4 情報通信基盤整備の推進

現状と課題

近年の情報通信技術（ＩＣＴ）の発達は目覚ましいものがあります。

インターネットをはじめとする情報化は、地域間格差を解消し、世界の情報に時間差なくふれることができ、また世界に向けての情報発信も可能になりました。

本町では、全域において超高速通信網が整備され、「いつでも、どこでも（自宅、職場で）、誰でも快適なネット利用ができる」環境が整いました。今後は、この通信網を利用した行政サービスの向上に努めていくと共に、住民の情報化に必要な能力を高める事業展開も併せて行う必要があります。

携帯電話については、通信が困難な地域が一部存在しています。

基本方針

情報通信技術を活用して、行政事務の高度化・効率化を積極的に推進し、行政サービスの向上を図ると共に住民の情報化に必要な能力向上に努めます。

施策の展開

- 行政の業務を合理化し、情報公開を一層進めるため、行政及び公共施設の情報ネットワークの強化を図ります。
- 町民と行政との双方向による情報共有のできる環境整備に努めます。また、情報セキュリティ（安全・保護）対策及び情報通信技術（ＩＣＴ）教育・研修を充実させ、電子自治体の構築を進めます。
- パソコンやインターネットを利用する機会は今後ますます高まっています。こうした状況をふまえ、町民の学習意欲にこたえるため、情報関連の講座等を開催していきます。
- 防災無線の総合的な利活用を促進していきます。
- 携帯電話の通話が困難な地域を解消するために通信事業者等へ積極的な働きかけをしていきます。



2-5 防災・防犯、交通安全の推進

現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、防災に対する住民の関心は高まり、より安全で災害に強いまちづくりが求められています。当町においては、友好自治体である東京都杉並区とのつながりから東日本大震災の被災者である福島県南相馬市の方々の受け入れをいち早く行いました。県や国を通じての支援ではなく、自治体どうしが直接やりとりしたことにより、素早い支援体制を組むことができました。この大震災を教訓として当町を始め杉並区を中心とした関係自治体により「自治体スクラム支援会議」を開催し、災害時の相互応援体制の整備に向けて取り組んでいます。

町村合併により消防団が再編されましたが、消防車や消防団員の配置については、バランスを考えながら関係者と調整を図っていく必要があります。また、若者の減少や町外で勤務する人が多いことから団員の確保、特に日中に町内にいる団員の確保が難しくなっています。

消防水利においては、冬季の山間部では水利がまったく無くなってしまう地区もあり、消火活動に支障をきたしています。

防災行政無線は、合併以降設備の充実を図り町内一円で同時に放送を聞けるようになりました。しかし、東地区の光ケーブルによる放送は、停電になった場合は使用できなくなってしまうため、災害時に支障をきたすことが懸念されます。

防災備蓄品については、備蓄はしていますがまだ不十分な状況です。

公共交通機関が不十分なため、自動車の保有率が高く、国道145号、406号などの主要道路は延長も長く、交通量も多くあります。さらにハッ場ダム関連工事の車輛の通行も多くなっています。このようなことと、高齢化社会を反映して、高齢者が関わる事故が増加しています。

最近、凶悪な事件が田舎と言われるような場所でも起きており、都会だけの問題ではなくなってきました。防犯に対する住民の関心も高まっていますが、犯罪はちょっとしたスキをついて起きてしまうので、防ぐのは難しい面もあります。当町の場合山間部が多いため、人通りがほとんどないところも多く、すべての場面での見守りをするのは不可能に近いのが現状です。

消費生活対策では、消費者をだます手口が次から次に考え出され、対応に苦慮しています。特に高齢者が被害にあう場合が増えています。

基本方針

災害時に適切な避難行動が取れるよう防災マップを最新の状態にしておくとともに、災害時に迅速な対応ができるように、自治体スクラム支援会議を有効に活用し、関係自治体との支援体制を構築します。

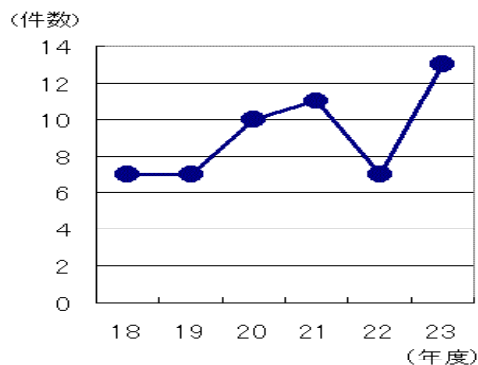
消防団員の不足を補うため、消防団の補完的組織として機能別消防団をつくります。また、順次、消防装備の更新を図り、防火水槽、消火栓などの整備に加え、消防団に照明付消防車を導入します。また、防災備蓄品の充実を図ります。

交通安全対策として、カーブミラーや道路標示等の設置などの交通環境の整備を図ります。また、「交通安全の町宣言」「飲酒運転撲滅宣言の町」を町内外にアピールし、交通安全意識の高揚を図ります。特に、町内では高齢者の交通事故が多発しているため、高齢者対策を重点に交通事故防止の徹底を図っていきます。

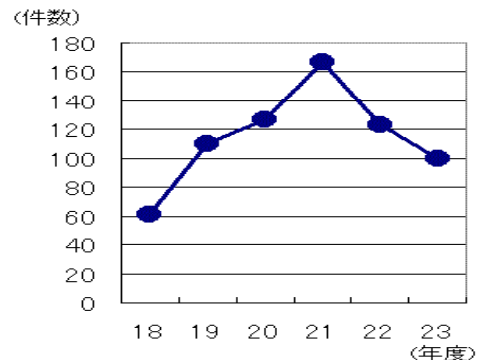
防犯対策として、警察、学校、PTAなどの関係機関と連絡を密にして、見守り体制をつくります。

消費生活対策としては、被害にあわないよう吾妻郡消費生活センターや警察と連携し、町民に対して啓発活動を行っていくとともに、被害者に対しては、迅速な対応を図っていきます。

年度別火災発生件数(町内)



年度別犯罪発生件数(町内)



施策の展開

- 国や県を経由しない基礎自治体間のスムーズな相互支援を実現するための条例化に取り組んでいます。
- 条件が整った地区から消防団の補完的組織としての機能別消防団をつくり、消防団の分団、団員の再配置を協議し、順次装備の更新を行います。
- 消防水利の整備、特に水利が無い地域の解消を進めます。
- 防災備蓄品の充実を図ります。
- 防災行政無線のデジタル方式への移行の検討をしていきます。
- 構成町村との連携により、広域消防・救急体制の整備・拡充を図ります。
- 防災マップを改訂し、住民に周知するとともに町内が一体となった防災体制を確立します。
- 交通安全対策として、カーブミラーの新設・更新を図ると同時に、道路標示等の設置などの交通環境の整備を図ります。
- 高齢化社会になるにしがたい、交通事故は高齢者が被害者だけでなく加害者になるケースも増えているため、取り組みの重点とします。
- 防犯対策としては、悲惨な犯罪が増えていることから、関係機関とも連絡を密にとり、見守ることのできるような体制づくりを進めます。
- 携帯電話等を利用したメール配信について検討していきます。
- 消費生活対策として、吾妻郡消費生活センターや警察と連絡を密にし、情報を共有することにより、被害者に対し迅速かつ的確な対応を取れる体制を作ります。
- ドクターヘリコプターや防災ヘリコプターの離着陸環境の整備促進を図ります。
- 防災行政無線の整備充実を図り迅速で的確な情報提供に努めます。
- 杉並区等との防災協定の活用により、協力体制の強化に努めます。



第3章 生活環境の向上

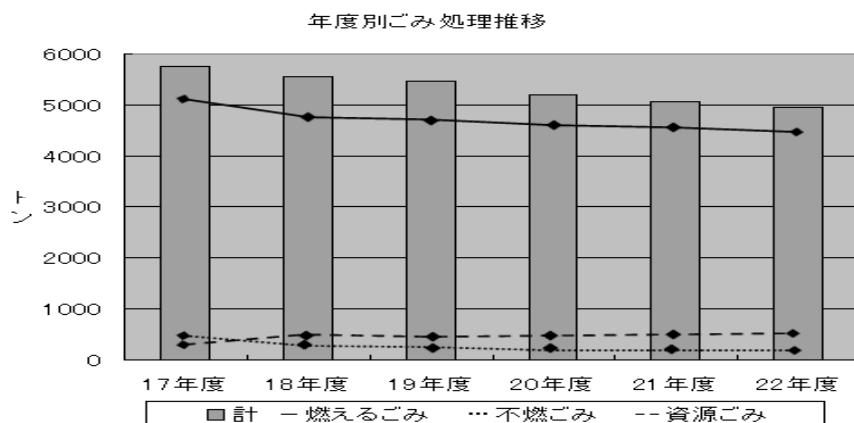
自然とうるおいがこだまするまち

3-1 環境法規制の徹底と環境意識の向上

現状と課題

家電リサイクル法、自動車リサイクル法の施行以降、空き地、山林などへのテレビ、洗濯機、冷蔵庫さらには自動車の不法投棄が増えています。

資源ゴミの分別収集を行っていますが、資源ゴミと一般ゴミを一緒に出している場合も多く見受けられます。より徹底した分別を図る必要があります。



公害防止対策として、町が仲介者となり工場や畜産業者と地元が公害防止協定を結んできました。畜産業は、大規模経営なものがあるにもかかわらず、堆肥などを還元させるための施設やほ場が不足しています。

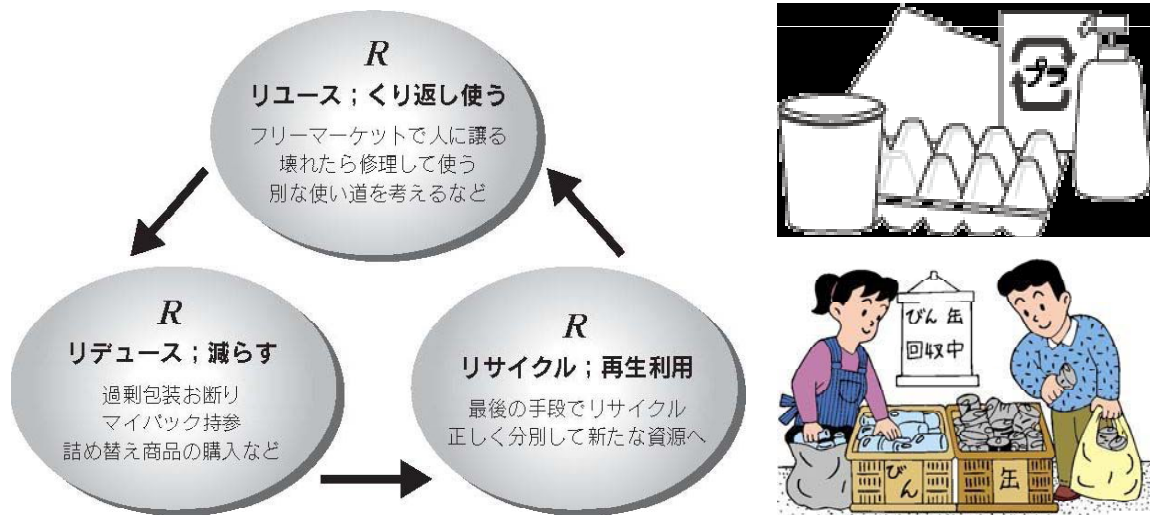
平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の飛散は関東地方を含め広範囲に広がりました。町では町内の放射線量の把握を行い、放射線量の高い場所や子ども達が集まる保育所、幼稚園、小学校、中学校及び公共施設等の中で随時除染を行うとともに国の基本方針に基づき「東吾妻町除染実施計画」を策定し、汚染を除去する等の環境回復（除染）に取り組んでいます。

水質汚濁及び環境保全対策として、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽への転換を進め、一定の成果を上げていますが、公共下水道事業及び農業集落排水事業処理区内における未接続世帯等の解消や、公共下水道事業及び農業集落排水事業処理区以外の地域における合併処理浄化槽設置の推進を図る必要があります。

春と秋に住民参加による清掃活動を行っています。しかし、町内いたるところでゴミの不法投棄が目立ちます。

基本方針

ゴミを出さない生活スタイルを確立し、リサイクルを徹底するとともに、家電や車の不法投棄の監視を定期的に行い、ゴミがない整然とした町を目指します。



工場、畜産業に対しては公害防止協定を結ぶように促します。

除染は環境省ガイドライン及び「東吾妻町除染実施計画」を基準として取り組みます。

施策の展開

- 環境に関わる情報の的確で迅速な提供に努めます。
- ゴミを出さない生活スタイルの確立を目指し、環境に関する啓発活動を行います。
- 家電や車などの山林等への不法投棄を防止するために定期的な監視・摘発活動や啓発活動を行います。
- 清掃・緑化・水環境保全等、環境美化の活動を支援するとともに、表彰制度の創設を検討していきます。
- 国・県とも連携し、環境法規制の徹底順守の促進を図ります。
- 悪臭規制等、自然と生活を守る町独自の条例の制定に向け検討していきます。
- 除染については、きめ細かなモニタリングを町内全域で継続して行い、効果的で効率的な除染を行っていきます。

3-2 自然環境保全

現状と課題

本町は、美しい山林に囲まれた、自然環境に恵まれた町です。

吾妻川や温川には親水公園やキャンプ場などがあり、箱島湧水を源とする鳴沢川では、毎年6月中旬から8月上旬にかけて、今では見ることが少なくなったゲンジボタルやヘイケボタルが夏の夜空を彩り、自然とふれあう格好の場所となっています。また、春になると町内いたる所で水仙の花が一斉に咲き乱れます。

このすばらしい自然環境を次世代に引き継いでいかなければなりません。

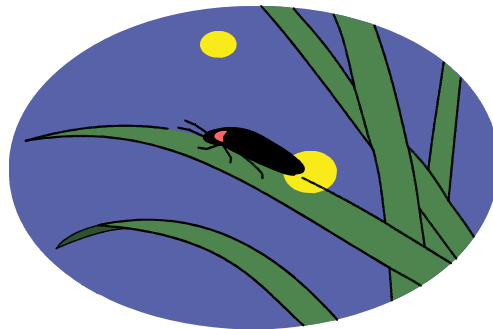
しかし、材木価格の低迷や、少子高齢化の影響や就業形態の変化により、山林や田畑の手入れが行き届いていない状況になってきています。これに伴い野生動物が人家近くへ餌を求めて出没するようになり、農作物等への被害が増大し、農林業離れを加速する状態にもなってきました。

基本方針

本町の豊かな自然を町民共通の貴重な財産と位置付け、自然環境の保全と整備に町民と一体となり美しいまちづくりを進め、自然保護活動にも努めます。また、条例制定も視野に入れ、自然環境と自然景観の保全を図ります。

施策の展開

- 美しい自然環境、自然景観を保つため、環境教育や啓発活動を進め、意識改革を図り、自然保護活動の支援を行います。
- 環境基本条例や景観条例等の制定を検討し、乱開発防止や農地、里山、河川の保全整備にも努めるとともに、ボランティア団体の育成と支援に努めます。
- 河川の保全、整備として、環境と安全との調和を図りながら、水と親しめる場所を整備します。
- 国・県と連携し、危険地域の把握と周知を推進します。
- 国・県と連携した有害鳥獣対策を強化し、農作物等への被害拡大を抑制します。



3-3 水環境の保全

現状と課題

水道は、私たちの生活に欠かすことのできないライフラインであり、常に安全で安心な良質の水を提供する役割を担っています。また、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道水への影響も懸念され、定期的な放射性物質の測定を行っているところです。

本町の水道事業は、公営企業法の適用を受けた上水道事業と適用を受けていない簡易水道事業で運営されています。両施設とも昭和20～40年に建設され、幾度となく整備、拡充をし、増加する水需要に対応してきました。しかし、施設の更新は進んでおらず耐用年数を過ぎたものが多くなっています。

使用量については、全国的に減少傾向にあり、本町でも年々減少し水道事業の効率的な運営が求められています。

このことから、より一層の水道事業運営の効率化とともに料金体系を見直す必要があります。また、安全で安心な美味しい水の供給と、災害に強い水道施設造りを目指し、老朽化した施設及び設備、送水管・配水管などを計画的に整備する必要があります。

従来汚水は、水路の微生物や周辺動植物による自然の力で浄化されていましたが、高度経済成長とともに生活様式が著しく変化し、水路や河川の整備と水量の減少とが相まって水質の悪化と生態系の変化をまねき、人工的な処理に頼らざるを得ない状況となり、公共水域を保全するためには污水处理施設の普及が重要な役割を果たすこととなりました。

よって本町では、公共下水道・農業集落排水による集合処理方式と、浄化槽による戸別処理方式で町全域に污水处理施設の普及を促進し、公共下水道施設では管渠築造がほぼ完了し、農業集落排水施設についてはすでに管渠築造が完了しています。今後は経済的・効率的で災害に強く運転経費の安価な施設管理を進める必要があります。

污水处理施設は、その施設を使うことで効果を発揮し、施設の安定的・継続的な運営が可能です。そのため、より良い住環境づくりと水路や河川の浄化に対する町民の理解を得るために、整備された污水处理施設への早期接続についての広報と啓発活動が求められています。

運転と維持管理費については、本来使用料で賄われるところではありますが、処理区によっては資本費（建設費）の一部に充てることができる処理区や、維持管理費にも不足する処理区があることから、合理的で経済的な、しかも安定し安全な運転管理に努め、適正な料金体系と使用料の設定についても検討を進めるとともに、更なる普及率の向上促進に努める必要があります。

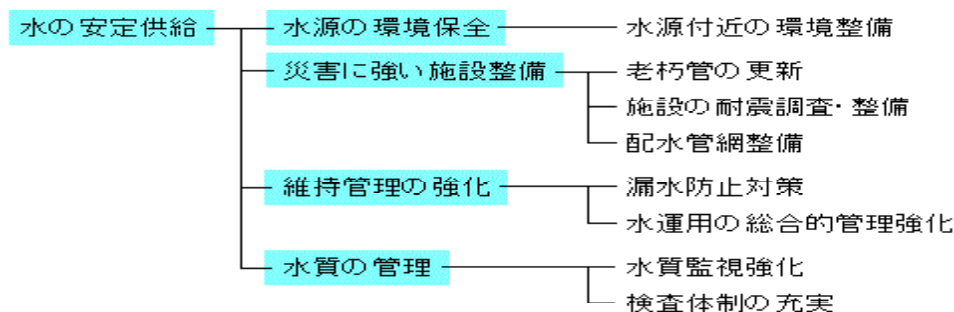
基本方針

上水道などについては、安全で安心な美味しい水をいつでも安定供給し、水道事業の健全化・効率的な経営に努めます。

下水道などについては、汚水処理施設の普及を継続して促進し、処理率の向上に努め、汚水処理施設の経済的で安定・安全な運転管理に努めます。

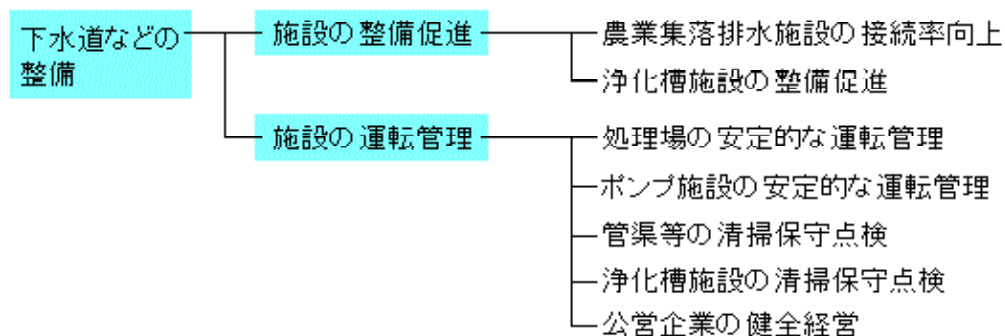
施策の展開

- 安全で安心な美味しい水を提供するため、地下水、湧水、表流水などの水道水源付近の環境保全や、水質の管理強化及び放射性物質の測定も含めた水質試験体制を充実し、水源環境保全と水質管理強化に努めます。
- 送水設備や配水池などの各施設および減圧弁等の設備については、施設の安全性と安定性の確保を図るとともに水道水質の一層の向上や、渇水や災害に強い水道施設の整備を計画的に進め、効率的、安定的に良質の水を供給するために、配水管網の整備や老朽管の更新などを計画的に推進します。
- 水道事業の健全経営のため、各施設の維持管理など各種の事業推進に当たっては、計画的に経費の縮減を図り経営の効率化を進めます。



- 水道料金体系の見直しについては、可能な限り受益者負担を抑え、事業規模にあった適切な投資計画と財政分析を行い均衡化に努めます。
- 水道施設の計画的整備・充実により、水源の安定確保と水道未整備地域の解消に努めます。
- 浄化槽市町村整備による浄化槽設置を進め、普及率向上に努めます。また、浄化槽の処理能力は日々向上しており、適正な時期に採用機種の変更について検討を行い、処理水質の向上に努めます。

- 公共下水道処理場及び農業集落排水処理場については、安定的な運転管理と施設管理に関する包括的民間委託を積極的に活用しながらも、公共下水道及び農業集落排水ポンプ施設の合理的・経済的な運転管理も含めて検討し、管理費の節減に努めます。
- 公共下水道管渠及び農業集落排水管渠の定期的な清掃と管渠内調査を行い、安全で安心して利用できる施設管理に努めます。
- 浄化槽施設については、合理的で経済的な清掃・保守点検委託手法を検討し、管理費の節減に努め、委託業者には設置した各機種に対する保守点検技術の向上に努めるよう指導し、汚水処理事業として処理区別の実態把握と現状分析を常に行い、必要に応じて料金体系と適正な使用料について検討します。
- 首都圏最上流部の自覚のもと、杉並区等都市部(住民)とも連携した水環境保全意識の向上に努めます。



3－4 循環型社会の形成、地球温暖化防止

現状と課題

今後予想される化石燃料の枯渇や、地球温暖化防止対策のために地球環境に配慮した新エネルギー事業の推進が必要になっています。

平成19年度に東吾妻町地球温暖化防止実行計画を策定しました。町（吾妻広域町村圏振興整備組合の事務を含む）のすべての事務・事業が対象で、平成20年度から平成24年度の期間において、平成18年度分の温室効果ガスの総排出量の5%削減を目標としました。

盛んに地球温暖化の影響が叫ばれていますが、まだ個人個人の取り組みにはなっていません。

バイオマスエネルギーについては、東吾妻町バイオマスタウン構想を策定し、地域のバイオマス利活用について構想の実現に努めています。東地区に民間会社によるバイオマス発電所が建設され、稼働しています。

基本方針

地球温暖化防止対策として、町部局の地域温暖化防止対策を示すとともに、住民と一体となった取り組みを行って行きます。

また、化石燃料に代わる地球環境に優しい新しいエネルギーについて検討を進めていきます。

施策の展開

- 地球温暖化防止対策については、現在公共部門だけの取り組みとなっていますが、住民に対して啓発活動を行い地域と一体となった取り組みを進めます。
- 化石燃料の枯渇、二酸化炭素の増加による地球温暖化対策のために、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー、風力発電、小水力発電など、導入の促進を図ります。
- 新規に工場や畜産業を行う場合には、町を仲介として地元と公害防止協定を結ぶよう促します。
- 水質汚濁に対しては、公共下水道、農業集落排水、浄化槽への転換を継続して進めます。
- 春と秋に行われる環境美化運動は、今後も継続していきます。さらに、様々なボランティア活動などを通じて環境美化に努めてもらいます。
- 杉並区等都市部(住民)とも連携し、貴重な二酸化炭素吸収源である森林・農地の適正管理を推進します。
- 環境基本計画等の策定、環境マネジメントシステム導入の促進・支援に努めていきます。
- 省エネルギー活動の普及・啓発によりゴミの減量化・リサイクルのさらなる推進に努めます。



3－5 食の安全の確保

現状と課題

食品の安全性、信頼性の意識が高まっている中、重要な課題となっています。食品に関わる、生産から消費に関わる一貫した食品安全確保に取り組む必要があります。

とりわけ、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、米や野菜などの放射性物質による汚染が懸念され、従来からの有害物質による食の安全確保に加えて、新たに放射性物質に対する食の安全対策が求められています。

学校給食においては地元食材の利用拡大とともに安全確保を一層進める必要があり、食材の放射性物質の測定も行っているところです。

基本方針

生産から消費に関わる一貫した食品安全確保に取り組んでいきます。

学校給食における地産地消の推進として、ポジティブリスト[※]施行による農作物栽培履歴の記帳を徹底し、食材の安全をアピールします。また、農畜産物の放射性物質濃度の安全基準を注視する中で、放射性物質検査により基準値の厳格遵守を行い、汚染農畜産物の出荷・流通・消費の規制を行い、健康被害を誘発しない体制の徹底を図ります。学校給食についても放射能物質により食の安全が損なわれないように注視していきます。

※ポジティブリスト：2003年の食品衛生法改正により、現在設定されている農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の残留基準を見直し、基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度

施策の展開

- 地産地消の推進として、群馬県が実施する農産物直売施設等の経営診断などを活用し、施設の充実に寄与します。
- 引き続き農畜産物、食品、学校給食の放射性物質検査を実施し、食の安全基準値に比較した検査数値の提供を継続します。
- 町内飲食店や宿泊施設、教育委員会との連携を強化し、地産地消を推進するとともに、トレーサビリティ・システム*の普及を推進します。
- 「食育」は子供、大人、高齢者にかかわらずどの年代においても健康維持・増進、生活習慣病予防のために重要です。積極的に食育活動の推進を図ります。
- 杉並区等都市部へ、安全でおいしい農産物を提供できるような体制を整えます。



※トレーサビリティシステム：トレーサビリティとは生産・加工・流通・販売等の各段階で食品の情報・履歴を追跡、遡及出来ることであり、トレーサビリティシステムは、食品の情報管理を行ううえでの「情報の作成」「情報の蓄積・保管」「識別」「情報の照合」を実施するための一連の仕組み。

第4章 産業の振興

大地の恵みで活力あるまち

4-1 産業振興プロジェクトの推進

現状と課題

本町は、基幹産業である農業を主体とし、林業、工業、商業、観光業による広範な産業で成り立っています。

輸入農産物の安全性が危惧される中で、安全で安心な国産品の供給が重要度を増しています。当町では首都圏に近い地理的優位性において、農産物の供給基地として益々その役割が期待されます。

地域においては、米のブランド化が行われる中で、美味しく品質の優れた米の生産の研究や土壌分析などの取り組みが行われています。現在は、地域の栽培米としてのブランド・銘柄であり全町に亘るブランドとなっておらず、地域においては生産から販売までの一貫したPR活動が繰り広げられるようになりましたが、それぞれの銘柄について全町をあげての有効なPRが成されていない現状にあります。

一方、首都圏への農産物の供給に向けては、杉並区への米、野菜などの販売促進PRをはじめ、首都圏からの農作業体験の受け入れも開始されていますが、一部の組織・グループの先駆的な取り組みの段階であり、今後これらの取り組みが全町的に行われことが課題です。

また、地球規模での環境改善が叫ばれCO₂を吸収する森林の重要度が再認識される中、多面的機能を維持するための森林整備の必要性が叫ばれています。また、当町の広い範囲に分布する立木の効率的な伐採、搬出行程の確立による経済効果の確保が課題です。

安定成長の経済路線が定着し、生産増や経済の拡大至上主義であった時代は過去のものとなり、時代に適応した機器と高品質な製品を求める消費動向が相まって産業構造の変革をもたらしました。

町内の各産業において、時代の要請を取り入れた新しい産業の起業と従前からの地域産業を積極的に振興する中で、今後各部門における横断的な産業振興策の樹立が必要となっています。

基本方針

町の地域特性を生かした各産業の振興を図ります。

農業においては消費者動向、新たな消費形態、流通システム、消費のサイクルなど日々変動する需要を見極める中で、食料生産、食料供給ができる品目の選定、生産設備の支援を行います。

林業においては、日本の風土に合った建築構造材としての木材の生産、供給地としての重要度と、地球温暖化の抑制、水源かん養をはじめとする多面的機能の両面から森林の整備を重点的に推進します。

商業においては、大型店の進出により地域の中小商店の経営は厳しい状況を強いられています。地域における住民と商店の繋がりにおいて、今後の中小商業の活路、存続を図ります。

工業においては、当町の地域性に合致した優良企業の誘致を行い、町民の就労の場の確保と地域経済の活性化を図ります。

観光においては、温泉や景観的な地域資源の売り込みに加え、歴史・文化・風習、地域食材・祭りなど多面的に構成する中で、観光客の入込みの増加を図ります。

このような部門ごとの方針を樹立すると共に、地域産業の活性化を図るための各産業部門を統合した推進組織の設置を検討します。

施策の展開

- 部門横断的かつ機動的な産業振興プロジェクト推進組織の設置を検討します。
- 総合的な産業振興方策を策定し、施策の展開をしていきます。



4-2 農林水産業生産基盤（土地と人材）の強化

現状と課題

農業生産基盤の整備は、水田を中心に土地改良事業を実施してきましたが、近年は、小泉・泉沢地区、植栗地区など畑地帯の整備も実施してきています。平成22年より萩生川西地区の土地改良事業を進めていますが、依然として未整備な道路や狭い耕地が多く、このことが農地の流動化、大型機械による効率的な農業を阻害する要因となっています。合わせて高齢化が進行し、後継者や担い手不足により、遊休農地が増加しています。また、有害鳥獣による被害が拡大し、電気柵等による被害防止対策が必要なことから、農業経営に深刻な影響を与えています。

本町の認定農業者数は、平成24年4月1日現在62名ですが、より一層の担い手育成・支援が必要な状況です。また、担い手育成総合支援協議会の設立が急務となっています。

本町管内の総面積のうち森林の占める割合は78%と高く、うち国有林を除く民有林面積は12,138haで、町全体の47%です。この林業基盤面積のうち、所有山林規模による林家は、5ha以下の所有者が90%を占めています。戦後から昭和40年代半ばまで盛んに植栽された人工林が、主伐可能な時期を迎えています。立木価格の大幅な下落により、林業経営は小規模山林所有者を始め依然厳しい状況となっています。

きのこ等の特用林産物についても、輸入品や会社等の大規模生産により価格は低迷し、また平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染が原木シイタケの露地栽培を中心に大きな被害を受けています。

林業を取り巻く環境は厳しい状態が続いていますが、林業基盤の整備、保育作業を推進し、森林の公益的機能の持続的な発揮に向けて整備、保全を図る必要があります。

基本方針

基盤整備により、遊休農地を解消し、優良農地を保全するとともに、担い手への農地集積や作付けの集団化を図ります。

東吾妻町農業委員会・東吾妻町地域農業再生協議会と連携し、担い手育成総合支援協議会の早期設立を目指し、認定農業者数を現在の62名から80名にすることを目標に、農業生産法人の活用を支援します。

農林畜産物の食の安全を推進します。

環境保全、水源かん養等の公益的機能の発揮、維持に努め、循環、再生可能な森林資源の木材の生産、供給、有効利用を推進します。

また、森林の持つ保健文化機能を活用し、自然とのふれあいの場、憩いの場を提供し、教育、観光との連携を目指します。

施策の展開

- 優良農地を保全するとともに、遊休農地の調査を行い、農地の有効利用の推進と、耕作放棄地を発生させないため、中山間地域等直接支払制度の活用を推進します。また、土地基盤整備事業を実施します。
- 東吾妻町地域農業再生協議会の活動により、担い手育成・確保に努め、営農意欲の高い認定農業者等に、農地の流動化による農地集積の推進と、農作業の受委託を推進します。また、農業生産法人の育成についても努めていきます。
- 都市住民のふるさと回帰志向や、団塊の世代などのU・Iターン者などに対して就農支援により担い手の育成・確保を進めます。
- 品質向上に寄与する生産施設、収穫・調整機械、集出荷施設の近代化と酪農・肉用牛生産の粗飼料自給率を高めるため、草地・飼料畑の整備・拡大を推進します。
- 有機農業の推進のため、町内畜産農家の家畜排せつ物の適正処理をより一層推進し、良質有機肥料の有効活用による耕畜連携を強化します。
- 森林保全と森林の持つ公益的機能を維持増進するため、間伐促進事業など適切な森林整備を推進します。
- 間伐等の森林整備を推進し、林内に放置された残材をバイオマス資源として活用するための取り組みを進めます。
- 町有林の適正管理を行い、生物多様性、CO₂の吸収など森林の持つ多面的機能を維持増進するため、フォレストストック制度^{*}を活用します。
- 林業生産コストを軽減し、生産性、収益性を向上するため、林道、作業道の整備や基盤整備、施業の集約に努めます。
- 効率的、安定的な林業経営の担い手として森林組合や森林ボランティアとの連携を図るとともに、その他の林業事業体、林業従事者、林家の育成、活動支援を行います。
- 小学校の緑の少年団等の活動を支援し、森林学習、緑とのふれあいを推進します。
- 情報提供を積極的に行い、効果的な補助事業等の導入により、生産者の労力負担の軽減、生産コストの削減を図り、特用林産物の推進に努めます。
- 用材はもとより間伐材等についても、地域の貴重な資源と位置付け有効活用の推進を図ります。
- 漁業組合との連携強化を図るとともに、内水面漁業の振興を推進します。
- 農林水産業に係る情報提供・相談機能の強化を図ります。
- シイタケの原木となる安全な木材の供給のため、地元木材の利用促進を図るとともに、きのこの特用林産物の栽培促進を図ります。

※フォレストストック制度：森林が持つ生物多様性の評価を行い、森林の二酸化炭素吸収量を算定してフォレストストッククレジット（二酸化炭素吸収量）を形成し、これを森林整備、環境問題に関心のある事業者に販売する。販売収益は、森林整備にあてられる。

4-3 連携・交流による地域ブランドの推進

現状と課題

本町は、農村体験の実践のため「いわびつ体験農園」を開設していますが、利用者の固定化と減少化の傾向にあり、交流には発展していません。しかし、果樹園を中心に観光農園が開設され、りんごのオーナー制が定着しつつあります。

特産品のこんにゃくが、消費の減少により栽培面積、栽培戸数とも減少しています。また、野菜類でもみょうが、トマト、なすなどの価格が低迷し栽培面積、生産量共に横ばいまたは減少の状況です。

花卉類は全体的に減少傾向です。町の花であるスイセンも減少しています。

加工製品は、あがつま農協による乳製品と事業者による生ずりこんにゃく、みそ、豆腐等が生産されていますが、地域ブランドには至っていません。

町内には、10施設（吾妻郡農産物直売所協議会加盟）の農産物直売所が通年で営業していますが、同じ商品が多い現状です。消費者の求める多品目な農産物及び加工品の品揃えが求められています。

基本方針

都市と農村の体験型交流の推進として、体験交流体制の整備に努めます。

特徴ある農畜産物による地域ブランドの開発と、農畜産物加工製品などの地域ブランドの開発に努めます。

施策の展開

- 町内農畜産物の付加価値を高めるため、加工製品をブランド化できるよう努めます。
- 都市と農村の体験型交流を推進し、U・Iターン者の就農支援の検討を進めていきます。
- 地域に合った生産性・収益性の高い特産品の開発と普及に努め、農産物の付加価値化、地域ブランド化を推進します。
- 農産物直売所などの観光農園等については、消費者の求めるものを安定的に提供できるような体制づくりを支援します。
- 杉並区等都市部へ安全でおいしい農産物の供給ができるようPR等の取組を支援するとともに、契約栽培・オーナー制などのさらなる導入を推進します。
- ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」などによる観光物産展を開催し、町の観光と農畜産物のPRを行います。



4-4 観光基盤・観光ネットワークの整備

現状と課題

【観光基盤整備】

経済成長の伸び悩みによる消費力の低下などにより、旅行の短期化や日帰り旅行など安価に済む旅行が増え、旅行の形態も団体型から個人型に変わり、観光客は減少もしくは横ばいとなっています。

しかし、減少しているとはいえ、草津温泉など吾妻西部を中心に年間約700万人の観光客が吾妻地域に訪れています。このため、自然や歴史・文化といった豊かな観光資源をさらに活かす中で、特色ある観光エリアとしての位置づけを行い、これらの観光客の足を止めることが求められています。

そうした中で、東吾妻ふるさと祭、水仙まつりなどを行ってきましたが、四季を通じての保養観光客が楽しめるイベントにはなっていません。また、イベントの実施の有無も検討されている状況です。

温泉ネットワークづくりとしては、日本三美人の湯サミットをきっかけに町内5つの温泉と、「榛名吾妻荘」「コニファーいわびつ」で温泉旅館部会をつくり集客増に努めてきましたが、集客の伸び率は横ばいから減少傾向の状況です。また、日帰り温泉施設については、新たな施設の開業もあり、全体での集客数は増加しましたが、伸び率は横ばい状態です。

日本ロマンチック街道については、市町村合併や脱退市町村などもあり、連携が強化されていない状況です。観光客の足については、JR、郡内町村と連携し、観光地を結ぶ無料巡回バスなどを運行させてきましたが観光客の足の確保には至っておらず、今後の取り組みについて検討していく必要があります。

観光案内板、標識等については徐々にではありますが整備されてきています。

また、登山客用の駐車場を整備するなど、自然とのふれあいを求めて訪れた観光客の便宜を図るべく施設整備を進めてきました。

箱島湧水を活用した交流活動の展開としては、ホタル保護の会による、子どもたちのホタル学習会も開催され、地域交流の拠点として施設整備や環境整備に努めてきました。

キャンプ場や公園等でのシルバー人材の活用は行っていますが、都市生活者との交流やソフト事業を展開した観光事業全体の活性化には至りませんでした。

観光客の多様化により、従来の「見る観光」から「体験する観光」に関心が高まり、周遊型観光から個々のこだわりや人との交流を求めた目的型観光へと変化してきています。

そのような中で、町の観光情報をホームページやパンフレット、メディアを通じて発信していますが、全体的には周遊型の観光情報にとどまり、魅力ある情報が発信できていない状況です。今まで以上に多種多様なニーズがある中で、訪れる人が求めている情報を効率よく発信していく必要があります。

【ハッ場ダム関連整備】

ハッ場ダム建設に伴い、ダム下流となる地域の観光振興を目指すため、水源地域整備事業・基金事業を活用し、吾妻溪谷の玄関口を中心に、平成19年から本格的に地域振興施設の整備工事を進めてきました。

その成果として平成23年度までに、溪谷パーキング・溪谷遊歩道整備・健康増進施設天狗の湯の整備が完了し、供用を開始しています。あがつまふれあい公園についても、平成23年度までに公園の中心となる範囲の整備が完了し、地域振興の拠点整備が着実に進んできました。また、吾妻溪谷の散策拠点となる十二沢パーキングについても造成工事が完了し、平成24年1月から暫定供用を開始しています。

今後は、整備された施設の管理運営を適切に行っていくとともに、地域活性化や観光振興につなげていくため、これらの施設をどのように活用していくかが大きな課題となってきます。地域住民の生活福祉向上を図る一方で、ハッ場ダム完成後の交流人口を視野に入れ、確実に観光客の足を止めることのできる、地域の活力を活かした新たな観光拠点づくりを目指していくことがいま求められています。

【公営施設】

国民宿舎「榛名吾妻荘」は、上毛三山の一つである榛名山に囲まれ、県立榛名自然公園の中に建っています。

平成7年6月1日のリニューアルオープンから15年余りが経過しましたが、平成22年2月より5年間、施設利用者サービスの向上や業務の効率化、経費の節減等を図ることを目的に、管理運営を指定管理者に委ねました。

また、このことを契機に公営企業会計を廃止、新館建設時の企業債残高も一般会計に承継し、平成27年3月をもって償還が完了します。

なお、今後は施設の老朽化に伴う大規模改修等を行う必要もあり、指定管理者の実施監理（モニタリング）が町に求められます。

「あづま温泉桔梗館」は、昭和62年8月に住民の健康保持増進、老人福祉の向上及び観

光資源の開発を目的に開館し、以後25年余りが経過しましたが、平成23年4月より5年間、施設利用者サービスの向上や業務の効率化、経費の節減等を図ることを目的に、管理運営を指定管理者に委ねました。

なお、今後は施設の老朽化に伴う大規模改修等を行う必要もあり、指定管理者の実施監理（モニタリング）が町に求められます。

岩櫃ふれあいの郷の「岩櫃城温泉センター」は、平成8年1月の開館以来、16年余りが経過しましたが、機械設備を中心に老朽化する中、施設のあり方を含めた検討が必要です。

基本方針

【観光基盤整備】

観光基盤の整備については、観光客数の増加と個性的な観光地づくりを目指します。また、吾妻観光連盟を中心に、郡内町村、各観光協会が連携し、吾妻全体の観光戦略計画の作成に努めます。それに基づいた各町村独自の展開をし、岩櫃山、吾妻峡、箱島湧水を中心に、「必ず立ち寄りたい観光地」づくりを展開していきます。

観光情報の発信として、町に住む人の魅力が伝わる観光情報を目指します。

【ハッ場ダム関連整備】

名勝吾妻峡の四季と自然を活かした観光振興の基盤として計画された、各事業の早期完成を目指します。「あがつまふれあい公園」の全体完成と、溪谷散策の拠点となる「十二沢パーキング」、そして吾妻溪谷の新たな観光スポットとして「猿橋」を整備し、観光客の関心を引くことのできる環境を整えていきます。なかでも吾妻溪谷の玄関口に位置し、振興施設の中心となる「あがつまふれあい公園」と「吾妻峡温泉天狗の湯」を一体化させ、観光拠点としての役割を明確化していきます。

各施設の整備が進み、全体像が見えてきた今、地域振興の新たな拠点づくりを進めていくためには、地元の活力が活かせる場所の構築が求められています。

これを可能にするため、水源地域整備事業を活用した、ふれあい公園内売店施設の建設について協議検討を進め、さらなる施設の充実を図ります。

将来的には、誘客効果が高い「道の駅」への登録も見据え、温泉と公園・売店施設を中心に、独自性を持った魅力ある施設づくりを目指します。これにより、近年の目的型・体験型観光のニーズにも対応し、観光客を呼び止めることができ、地域の豊かな創造性と活力が活かせる新たな観光拠点の構築を目指していきます。

【公営施設】

国民宿舎「榛名吾妻荘」については、町民や観光客が利用しやすい施設を目指し、指定管理者を中心に様々な取り組みを行います。

なお、指定管理者との協定書により、利用料金は全て指定管理者の収入とし、指定管理期間中の各年度の収入が支出を上回り利益が発生した場合は、その5割を施設使用納付金として町へ支払うこととします。

「あづま温泉桔梗館」については、住民の休養の場、福祉増進を図る場を提供しながら、指定管理者を中心に観光資源の役割を果たしていきます。

なお、指定管理者との協定書により、利用料金は全て指定管理者の収入としますが、別途町から指定管理料を各年度ごとに支払います。

また、指定管理期間中の各年度の収入が支出を上回り利益が発生した場合は、その5割を施設使用納付金として町へ支払うこととします。

岩櫃ふれあいの郷の「岩櫃城温泉センター」については、民間委託等の推進を含めその管理運営のあり方を検討していきます。

施策の展開

【観光基盤整備】

- 観光基盤の整備として、温泉や吾妻峡、箱島湧水などの町内個々の観光資源をネットワーク化し、町内をひとつの観光エリアとして周遊化を図っていきます。
- 商業、農業などの関連団体と連携を図る中で、新たな観光資源の発掘や開発支援を行うとともに既存商店や飲食店を含めたPRを行っていきます。また、他産業とタイアップしたイベントを開催する中で、まち全体での観光産業の推進を図ります。
- 観光施設の修繕と整備を進め、観光客が立ち寄りやすい施設整備に努めます。
- 他産業と連携する中で、グリーンツーリズム、健康、癒やし、伝統芸能などの体験や時間消費型のメニューを取り入れ、町内における滞在型観光の推進を図ります。
- 観光情報の発信施策として、自然、歴史、文化、食など豊かな観光資源を活用し、訪れた人がもっと町を楽しんでいただけるよう、町を案内できる人材の育成と、人から人への情報発信で「おもてなし」の充実を図ります。
- 町からの情報発信のみならず、観光協会と連携しながら観光客が求める情報を多方面から発信するとともに、マスコミや他の自治体と連携した宣伝に努めます。

【ハッ場ダム関連整備】

- 吾妻溪谷を活かした観光と交流の拠点となる、あがつまふれあい公園の早期完成に努めます。
- 溪谷の四季と自然を楽しむ散策の拠点として、十二沢パーキングの整備を進めます。また、溪谷の新たな観光スポットとして、猿橋の整備を進めます。
- ふれあい公園内に売店施設を建設し、施設のさらなる充実と利便性の向上を図ります。
- ハッ場ダム完成後の交流人口も見据え、地域情報発信や地元の活力が活かせる場として、ふれあい公園を中心に「道の駅」への登録を検討していきます。吾妻溪谷を訪れる観光客の利便性向上はもとより、道の駅の知名度と誘客効果の高さを活かし、充実した観光振興の展開を図ります。

【公営施設】

- 国民宿舎「榛名吾妻荘」については、指定管理者制度適用後の成果指標として、町が公表した年間集客数22,700人を目標に、指定管理者が民間事業者のノウハウを活用した集客の強化、また、榛名湖の自然を利用した（林間学校・高原学校等）児童・生徒の集客の拡大を図ります。新館建設後15年以上経過する中、機械設備を中心に老朽化が進んでいるため計画的かつ必要最小限な改修工事等を指定管理者と協議しながら進めていきます。
- 「あづま温泉桔梗館」については、指定管理者制度適用後の成果指標として、町が公表した年間使用者数67,000人を目標に、指定管理者が民間事業者のノウハウを活用しながら、福祉関連施設、観光資源としての役割を検討し、効果的で効率的な運営に努めます。施設設置後25年以上経過する中、各所に老朽化が見られるため計画的かつ必要最小限な改修工事等を指定管理者と協議しながら進めていきます。
- 岩櫃ふれあいの郷の「岩櫃城温泉センター」については、施設のあり方が決定されるまでの間は、経費節減に努めながら管理運営を行います。



4-5 商工業の振興と新産業の創出支援

現状と課題

国、地方の財政状況の悪化が叫ばれている中、既存産業を取り巻く状況には厳しいものがあります。

本町の商工業、農林業、観光産業では、それぞれの分野で現状からの脱却を図るためにいろいろな施策を講じているところですが、町全体での産業の活性化につながっていないのが現状です。今後、少子高齢化が進む中で、次代の町を担う人材育成を図りながら、それぞれの産業が連携し、地域経済の活性化を進めていくことが必要です。

我が国経済は、円高基調での推移や欧州経済の影響により景気回復は延々として進まない状況であり、町内企業を見た場合、一部において業績が好調な業種があるものの総じて景気低迷の中で厳しい操業が続いています。

また、個人商店においては、消費者の管外流出、大型店の進出、商店街における空き店舗の増加や後継者不足等の厳しい環境の中にあります。

一方で、原町駅北側では区画整理事業が進んだ中で、大型店の出店が相次ぎ、新たな商業地域として発展しました。

このような現状を踏まえ、個々の商店の近代化及びサービスの向上を図るとともに、消費者ニーズに対応した商店街の整備を進めるなど、進出大型店との調和のとれた発展が必要です。

景気動向が不透明な中で、大手企業においては、世界市場、国内市場における激しい競争の中、企業の生き残りをかけた統合・再編が繰り広げられています。

町内企業では、増産のための工場増設の業種があるものの、一部業種では需要の急激な減速から工場の新規参入企業への貸し付け、事業撤退という状況も生じています。

近年、飲料・食品メーカーにおいて自然環境が豊富な山村地域の森林資源、水資源を求め工場適地を探索する動きも現れています。

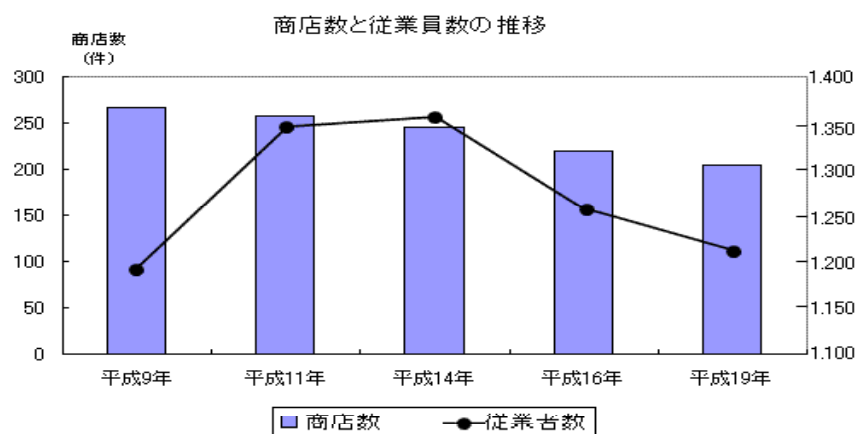
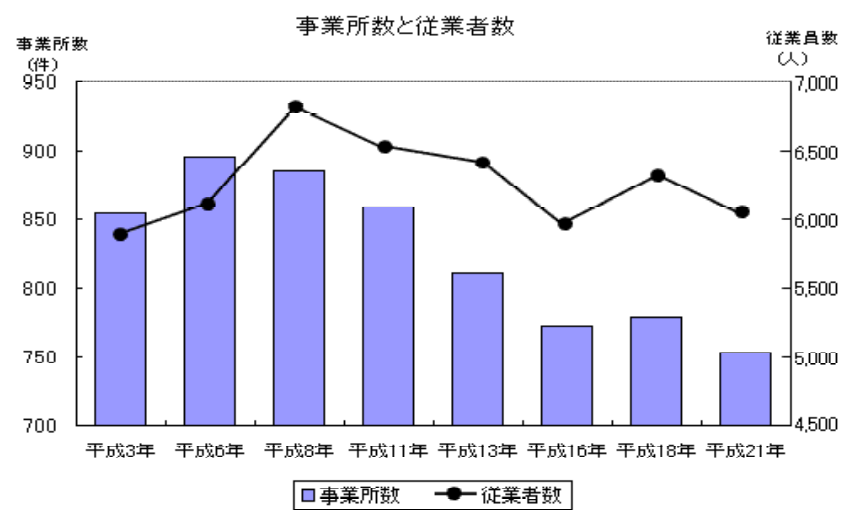
経済全体の低調推移、景気低迷において、町内企業や個人業者は、雇用の場の確保が図られていないのが現状です。

フリーターやニートといわれる若者が増える中、景気低迷による就業機会と就業先の選択肢の減少が、より労働力の流出に拍車をかけています。今後、若者が地域で働き続けられる環境づくりが求められています。

基本方針

商工業、農林業、観光産業それぞれの産業を活性化从中から、それぞれの連携強化を図り、就業人口の増加を目指します。

個人商店と進出大型店との調和のとれた商工業の振興を目指すとともに、町内業者への支援などにより、就業機会の拡大と若者が住みやすい町を目指します。



施策の展開

- 地域産業のイベント支援としては、地域の産品や特産物のPR、産業フェアなどのイベント支援に努めます。
- 業種を超えた人、文化、情報の交流をする中で各種セミナー、イベントを開催し、次代を担う人材の育成を図り、地域の活性化を推進します。
- 地域に適した優良企業の誘致・立地を推進し、一方、比較的小規模の土地利用が可能な工業地の形成を図ります。
- 魅力ある商店街づくり支援としては、町と商工会、商工業者が連携する中で、大型店との調和のとれた地域商工業施策の展開を図り、魅力ある商店街の活性化を積極的に進めます。
- 地域購買力の流出防止策としては、農業、観光や関連団体と連携しながら、各商店が特色ある商店づくりや商品を扱い、大型店にない魅力を消費者に訴え、地域購買力の流出防止に努めます。また、各種制度資金などを充実させるために、現融資制度の有効利用の促進と新たな町独自の融資制度を創設し、制度資金の充実を図ります。
- 既存産業の活性化として、円滑な資金調達制度の充実により経営基盤強化を図ります。
- 企業立地の促進・支援として、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、企業誘致奨励金などの優遇制度を通じて町内に進出する企業への支援を行います。
- 雇用情報の提供として、関係機関と連携し、雇用情報の収集や提供をするとともに、高校生を中心に職場体験活動などの普及を通じ、地元産業へ就業機会の拡大を推進します。



第5章 保健・医療・福祉の充実

元気な声が響く笑顔あふれるまち

5-1 健康づくり支援

現状と課題

急速な高齢化の進展により、健康寿命の延伸が課題となっています。健康づくりへの関心が高まり、高度な保健サービスが求められています。

母子保健事業では、安心して子どもを生み健やかに育てるための支援として、両親学級、乳幼児の健康診査や健康相談等を行っています。また、乳幼児の予防接種は、集団接種を基本に個別接種を併用して行っています。

健康増進では、住民健康診査、がん検診等により、疾病の早期発見・早期治療に努めていますが、受診率の向上が課題です。若い世代からの内臓脂肪の蓄積が高血圧、糖尿病、高脂血症などを招くメタボリックシンドロームについて、医療保険者との連携、生活習慣・食生活の改善対策が必要となっています。

感染症対策では強毒性新型インフルエンザの発生に備え、行動計画を見直し業務継続計画を策定したほか、今後更に関係機関との連携強化を推進します。

健康な状態で高齢期を迎え、自立し生き生きとした生活をするため、介護予防事業の推進が必要です。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な医療保険であり、町民の健康の保持を図っていく上で、重要な役割を果たしています。

急速に進む高齢化、医療技術の高度化などに伴う医療費の増加や国民健康保険税収納率の低下などにより、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。

本町における国民健康保険は、被保険者加入率で30.38%とやや減少傾向にありますが、医療費は増加傾向にあります。

このため、国民健康保険税収納率向上対策の強化充実、医療費適正化対策の推進を図りながら財政の安定化を図っていく必要があります。

また、増加し続ける医療費を抑制するために、従来の保健事業を推進するとともに、医療制度改正に伴い、生活習慣病予防対策として特定健康診査や特定健康指導の実施が義務付けられ、その確実な対応が求められています。

さらに、本町には国民健康保険診療所が設置されており、地域における健康維持の役割を果たしていますが、地域医療の確保に配慮しながら、運営のあり方などについて検討していく必要があります。

社会環境の変化による新たな感染症および既存の感染症の予防対策の強化が引き続き必要とされています。

自殺防止、虐待防止をはじめとする心の健康づくりについて、関係機関と連携をとり、効果的な事業実施が必要とされています。

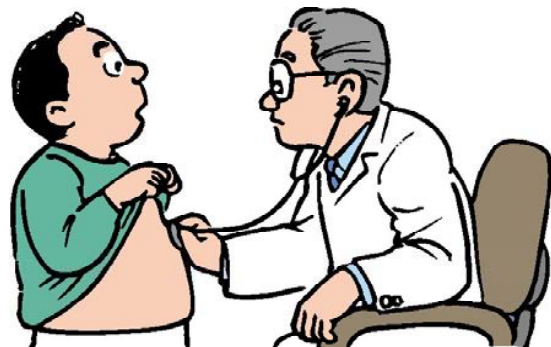
基本方針

安心な妊娠と出産への支援、感染症予防対策、生活習慣病予防を推進し、健康診査の充実を図るとともに、健康情報の整備充実と心の健康づくりの推進を図ります。

国民健康保険の円滑な運営と安定を図るため、国民健康保険税の収納率向上対策の推進と住民の健康づくりを推進し、生活習慣病対策を中心とした保健事業の充実を図り、レセプト^{*}点検の充実強化等の医療費適正化対策の充実に努めます。

施策の展開

- 妊娠中の保健指導の充実、不妊治療、妊婦健診への助成の増加を実施し、妊娠、出産に関する情報や支援を行います。
- 感染症を予防するため、予防接種を実施し、免疫保有率の向上に努め、健康診査の受診率を高めることでハイリスク者の実態を把握します。
- メタボリックシンドロームへの効果的な対策の推進と介護予防事業を実施し、健康寿命の延伸を図ります。
- がん対策では、がんの早期発見・早期治療に向けて検診の充実と相談体制の確保に努めます。
- 住民の健康づくりに積極的に取り組むために、国民健康保険制度の財政健全運営を継続するとともに円滑な運営に努めます。
- 従来の人間ドック等の保健事業の推進とともに、特定健康診査及び保健指導事業について実施体制の整備充実を図り、生活習慣病予防対策を計画的に推進し医療費の適正化に努めます。
- 個人情報の管理に万全を図り、健康づくりがより効果的に推進できるよう、健康管理システムを運用し、関係機関との連携のもと、心の健康づくりの推進を図ります。



※レセプト：診療報酬請求明細書の通称で、病院や診療所が医療費の保健負担分の支払を公的機関に請求するために発行する

5-2 高齢者福祉・介護保険制度の充実

現状と課題

【高齢者福祉】

平成23年10月現在の本町の65歳以上の高齢者は4,999人で、総人口の31.2%を占めています。そのうち65歳以上の一人暮らし高齢者は626人、また世帯全員が65歳以上の高齢者世帯は722世帯で、全世帯の23.3%が高齢者のみの世帯となっており、今後もますます高齢化が予想されています。なかでも、75歳以上のいわゆる後期高齢者は2,968人で、総人口の18.5%ですが、今後はこの割合が大きな勢いで高くなっていくことから、ねたきり、認知症を含む要介護等の高齢者の大幅な増加が見込まれます。

一方、世帯規模の縮小、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化等により、家庭での介護能力が低下しています。

このような中で、いかにこれからの社会にふさわしい老人福祉制度と施策を実現し、超高齢社会を健康で生きがいを持ち安心して暮らすことのできる社会としていくかが重要な課題となっています。平成12年度に始まった介護保険制度も改正により、予防重視型システムへの転換や居住系サービスの充実等が図られてきました。

今後の在宅福祉施策は、介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が要介護状態にならないための介護予防事業や、自立した生活を確保するために必要な支援を行う生活支援事業の推進を図ることが求められています。そのためにも、地域包括支援センターの充実が不可欠です。

■高齢者の状況（H23.10.1）

	総人口	65～74歳 前期高齢者	75歳以上 後期高齢者	高齢者合計
人口(人)	16,042	2,031	2,968	4,999
割合(%)	100.0	12.7	18.5	31.2

（資料：第5期介護保険事業計画）

	男	女	世帯数	世帯率	摘要
一人暮らし	198人	428人	626人	10.8%	65歳以上の単身世帯
高齢者世帯			722	12.5%	世帯全員が65歳以上

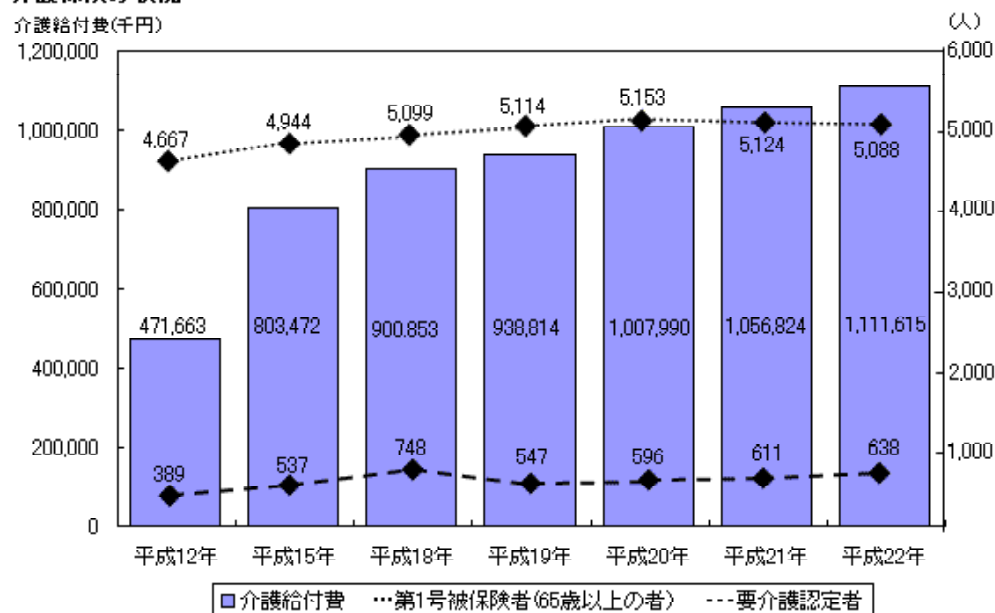
（資料：H23年度在宅老人基礎調査）

【介護保険制度の充実】

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で、生きがいを感じながら安心して暮らし続けることを望んでおり、地域全体で支えられる体制づくりや在宅福祉サービスの充実、健康増進のための対策などが求められています。要介護(要支援)認定者は、平成18年度733人から平成22年度には855人へ増加しており、認定率も14.4%から16.8%へ上昇してきています。

今後、急速に高齢化が進行すると予想される中、援護を必要とする高齢者やその家族への支援、高齢者が要介護状態にならない、あるいは要介護者の重度化を防ぐための介護予防サービスの充実などが求められています。また、認知症高齢者数も増加することが予想されるため、家族介護と高齢者福祉サービスのバランスのとれた在宅生活ができるよう、在宅支援の拡充が必要とされています。

介護保険の状況



高齢者の人口(H23.10.1現在)

(単位:人)

65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	計
971	1,060	986	1,008	662	234	67	11	4,999

(資料:第5期介護保険事業計画)

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、環境整備とともに支援施策の充実に努めます。

加齢等による心身能力の減退からくる介護という問題を、社会全体の課題として捉え、要介護者、要支援者等がその有する能力に応じ、生きがいを持って自立した日常生活が送れるよう、環境整備とともに、適正かつ充実した介護保険制度のサービス提供に努めます。

施策の展開

- 高齢者福祉の実践として、平成23年度に策定した「第5期東吾妻町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の各種施策を推進していきます。
- 生きがいと健康づくりの推進として、老人クラブへの助成やボランティア活動への支援などを行い、社会活動への参加促進を図ります。
- シルバー人材センターの充実や事業者に対する高齢者雇用の啓発に努め、就労機会の拡充を図るとともに、高齢者の生きがいや健康増進のため、文化・スポーツ活動を推進します。
- 地域包括支援センターの充実に努め、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活が送れるよう地域支援事業を推進します。
- 在宅生活への支援体制を充実するため、介護サービスの確保と介護予防等の健康づくり事業を、地域包括支援センターを拠点として推進します。
- 介護保険による在宅サービスや施設サービスを安心して利用できるよう、利用者への情報開示や事業所の監督、規制など、サービスの質の向上に努めます。
- 高齢者が安心して暮らしていくため、また介護予防の観点からも、保健・福祉・医療サービスが包括的に受けられる体制づくりをし、連携を取りながら一体的に情報提供ができるよう連携強化に努めます。
- 後期高齢者医療制度については、群馬県後期高齢者医療広域連合の方針に基づき適正な運営に努めます。
- 特別養護老人ホーム「いわびつ荘」（介護老人福祉施設）の指定管理者制度の早期導入を目指します。



5－3 障害者福祉の充実

現状と課題

障害福祉施策は、平成15年4月、これまでの措置制度から支援費制度に代わり、福祉サービスを自分で選択することができるようになりました。しかし、制度上の問題も多く指摘され、社会保障制度全般にわたる改革の中で新たな制度となる障害者自立支援法が平成18年度から施行されました。

これまでは身体障害と知的障害、精神障害といった障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容などが決められていましたが、障害者自立支援法の施行により、今まで複雑に組み合わさっていた福祉サービスが一つになり、どの障害の人にも共通のサービスを地域において受けられるようになりました。

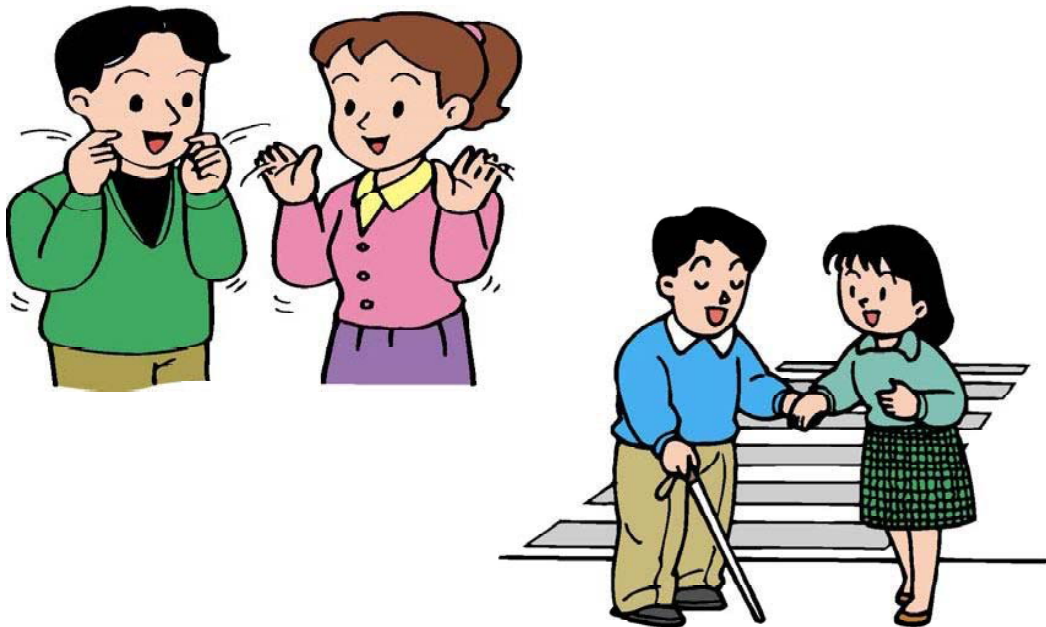
とはいえ、本町のような郡部と市部では、サービスにおいて地域間格差は歴然としております。今後は、個々の障害程度などに応じて支給決定される障害福祉サービスの充実はもちろんですが、相談支援事業等、障害のある人を総合的に支援していく地域生活支援事業のさらなる推進が必要です。

基本方針

だれもが共に暮らすことができる町をめざし、社会にある様々なバリアを取り除き、障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができるよう支援していきます。

施策の展開

- 地域見守り活動
- 障害についての正しい知識の普及と、障害のある人への理解を深めるための広報・啓発活動（心のバリアフリー）の充実に努めます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じたサービスが提供される必要があります。そのためには、障害のある人やその家族に対する総合的な情報提供、相談体制を整備するとともに、十分な自己決定や意思表示が困難な人が、人権や財産等を侵害されることのないよう、その権利を守る体制などの充実に努めます。
- 障害のある人が生涯のあらゆる段階においてその能力を最大限に発揮し、自立した生活を送れるよう、地域社会へ移行するための支援や就労に関する支援などを推進します。
- 平成23年度に策定した「第2次東吾妻町障害者計画」及び「第3期東吾妻町障害福祉計画」の各種施策を推進していきます。



5-4 地域福祉活動の充実

現状と課題

大家族から核家族への家族形態や生活志向などの変化に伴い、互助精神が薄れ、公的支援への依存度が強まる傾向にある中、地域における福祉へのニーズは多岐にわたり、要支援者に対しての援助を行政や社会福祉協議会などの公的施策のみで対応していくには、困難な現状となっています。公的な支援が及ばない部分は、地域による支え合いに負うところも大きく、これらによって安心な地域生活が営まれています。

地域の一人ひとりが「自分が周囲に対して何ができるのか」といった考え方に立ち、行動に移すための情報提供や福祉ボランティアを行うための環境整備が必要となっています。また、地域の相互支援体制の構築やボランティア連絡協議会を中心とした福祉活動の強化が求められています。

今後は、高齢者や障害者をはじめ、地域社会の誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域福祉に対する町民の意識を高めるとともに、社会福祉協議会やNPO・福祉ボランティア団体等の機能の充実や連携強化を図り、地域ぐるみの福祉活動を支援していくことが必要です。

住民ニーズが多様化する中、岩櫃ふれあいの郷などの福祉関連施設サービスの質の向上とコスト削減が求められています。

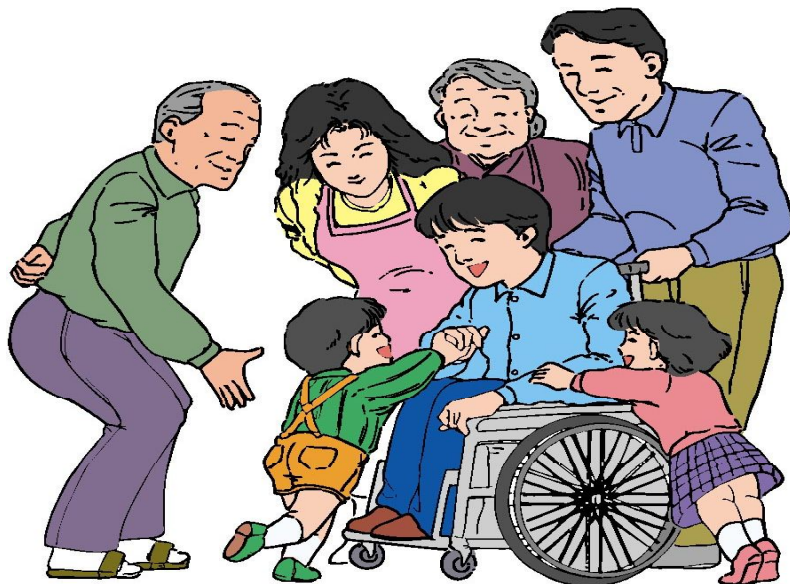
基本方針

高齢者や障害者をはじめ、町民が安心して暮らせるふるさとづくりを目指し、地域ぐるみの福祉活動を推進します。

福祉関連施設については、時代の要請に応じた住民休養の場、福祉増進の場を提供します。

施策の展開

- 福祉に対する理解と意識の高揚のため、研修会の開催や広報などによる啓発活動を推進し、学校教育や社会教育の場など、あらゆる機会を活用して福祉教育を推進します。
- 地域に密着した福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会の機能の充実強化に努め、地域福祉の充実のため、民生児童委員との連携強化に努め、相談しやすい環境づくりを進めます。
- 幅広い福祉ボランティア活動の推進に努めるとともに、福祉関係のNPO法人に対する支援を行います。
- 福祉のまちづくりを推進のため、公共施設のバリアフリー化などを促進し、高齢者や障害者が安心して安全に生活できるよう、福祉のまちづくりを推進します。
- 福祉関連施設については、役割やあり方などを検討しながら、より効果的で効率的な管理運営に努めます。
- 地域見守り活動の促進と充実を図ります。
- 福祉バスを継続し、公共交通との連携推進の検討をしていきます。



5-5 児童福祉・子育て支援の充実

現状と課題

【児童福祉】

次代を担う子どもたちが、明るく健やかに成長することは、町民すべての願いです。この子どもたちが、素晴らしい環境の中で情操を豊かに育み、明るく健やかに成長し、また、子育てに喜びを感じ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。

急激な少子化の進行は、日本の総人口の減少となって現れ、今後の社会経済をはじめ、様々な面に重大な影響を与えることが懸念されています。国では、「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化の流れを変えるため、多くの取り組みがなされてきました。

本町においても少子化は深刻な問題であり、その解消に向け積極的な推進を図っていかねばなりません。少子化対策は、特定の施策を展開すれば解決できるものではありません。あらゆる分野において、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

そこで、次世代育成支援行動計画に基づいて、さらなる児童福祉の充実を図る必要があります。

【子育て支援】

少子化の進行に伴い、核家族化や地域社会の変化などで、子育て中の家庭では育児不安が高まってきております。

また、家計における子育て費の経済的負担の割合が増大するなど、子育てをしにくい状態が生じる中、保護者が安心して就労できる環境づくりも必要です。

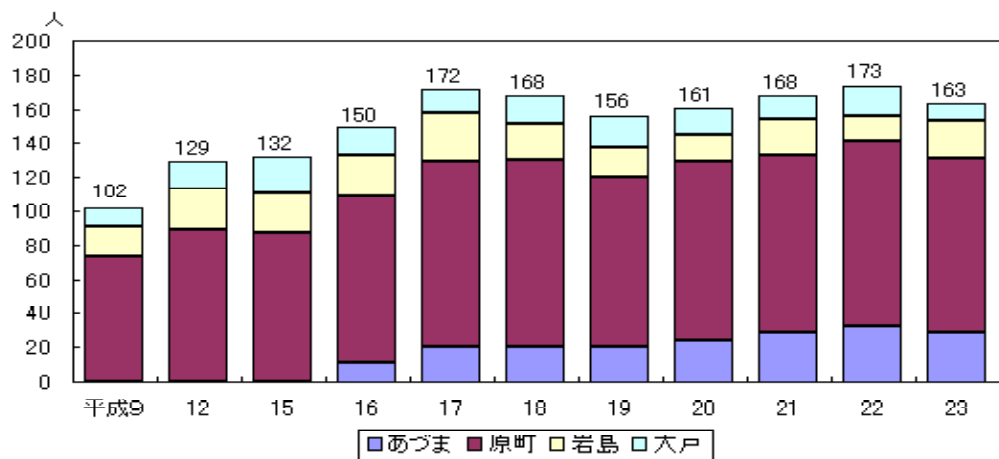
そんな中、共働き家庭だけでなく、すべての家庭を対象とする育児支援の充実が求められています。

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、サービスの提供体制を整備することが必要です。しかし、近年の女性の社会参加、一人親世帯の増加により少子化でありながら保育所の需要が年々高まっています。また、保護者の就労形態の多様化により、通常保育に加え、延長保育や一時保育など様々な保育サービスへの対応が必要とされています。

本町では児童福祉施設として4カ所の保育所と3カ所の学童保育所が開設されていますが、施設の老朽化に加え園児数の偏りが激しく、効率的な運営面からも早急な保育環境の整備が必要となっております。

保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供が求められています。

保育所・保育園 園児数の推移



【母子・父子対策】

最近の社会情勢から母子家庭、父子家庭は増加傾向にあります。一人親世帯では、経済面や子育て環境面で厳しい現状が存在しています。

母子家庭等に対する経済的な支援としては、児童扶養手当などの国の施策のほか、県制度としての母子寡婦福祉資金制度があります。

町の施策では、仕事と育児の両立支援として実施する保育所への乳幼児の優先的な受け入れや、放課後児童対策事業による学童保育の実施など子育てのための支援を行っています。さらに、医療費の助成を行う福祉医療の対象世帯について、県が設ける所得制限の基準を緩和するなどの施策を実施しています。

今後は、雇用についての情報提供や情報交換の場づくりとともに、低所得者世帯を対象とした、自立に向けての支援が求められています。

基本方針

【児童福祉、子育て支援】

安心して子どもを生み育てられるよう、家庭・地域・企業・行政が連携を深めながら子育てのための環境づくりを目指します。

“子育てはみんなで”を目標に、子育てをまち全体で支え、子どもを慈しむ環境づくりを目指します。

利用者ニーズに対応するため、保育サービスの充実、保育の安全、児童の快適な保育環境を確保することを目指します。

【母子・父子対策】

母子・父子家庭の生活の安定と自立促進を図るため、経済的支援及び相談体制の充実に努めます。

施策の展開

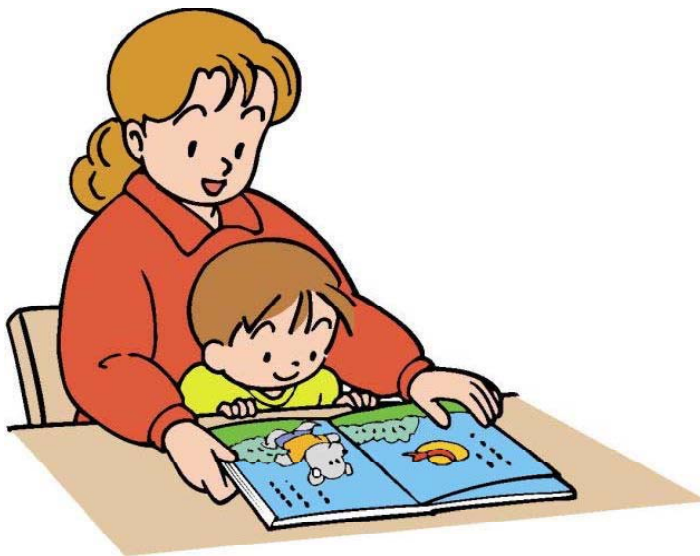
【児童福祉、子育て支援】

- 安心して妊娠、出産、子育てできる環境の整備を行います。保育所などを活用した子育てひろばや子育て支援センターの開設を目指します。
- 義務教育終了までの児童・生徒に対する福祉医療費の助成を継続して行い、第3子以降への出産祝金、小学校入学祝金の継続に努めるとともに、児童手当の充実を関係機関へ要請します。
- 子育ての不安解消や、問題行動の早期発見のため相談体制の強化を図り、企業、事業所に対し次世代育成支援対策推進法の啓発に努めます。
- 老朽化した保育所の整備を進め（統廃合含む）、多様化する保育ニーズに対応するため延長保育や一時保育・休日保育など特別保育事業の拡充を図っていきます。施設は幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園も視野に入れ整備していきます。
- 児童虐待防止対策の充実としては、虐待の背景は多岐に渡ることから、発生予防から早期発見・早期対応が求められています。要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関・団体等による要保護児童対策地域協議会を設置し対応していきます。
- 次世代育成支援行動計画の実践として、平成21年度に策定した「東吾妻町次世代育成支援行動計画」の各種施策を推進していきます。



【母子・父子対策】

- 生活の安定と自立への支援として、母子寡婦福祉制度等、諸制度の周知と活用を促進します。
- ハローワークと連携し、適切な情報提供に努めるなど自立に向けた就業支援に努めます。
- 所得の低い世帯に対して、経済的な負担の軽減が図られるよう努めます。
- 地域と密接に関わりのある民生児童委員などと連携し、相談体制の充実を図り、適切な指導と助言に努めます。
- 母子寡婦会の育成、加入促進とともに、気軽に参加できる交流・情報交換の場づくりの促進に努めます。



5-6 地域医療体制の確保・充実

現状と課題

現在、町内には病院が1カ所、診療所[※]が6カ所、歯科診療所が5カ所あります。吾妻広域圏及び郡医師会の協力による休日当番医制度や救急指定病院・協力病院、診療所による一次・二次救急医療[※]の確保が図られています。しかし、平成16年度からの新医師臨床研修制度の影響により、中核医療機関においても産科・小児科医師等の不足は大変深刻となっています。

医療サービスの地域格差の解消のため、公共交通の整備が必要とされています。情報機器の整備により、高齢者等の医療相談、健康相談等の医療、保健サービスの充実が求められています。

基本方針

関係機関と連携して、適切な医療サービスが受けられる地域医療体制の充実を図ります。

医療サービスの地域格差を解消するため、高齢者等の医療相談、健康相談等の医療、保健サービスができる情報機器設置地区の拡大を図ります。

施策の展開

- 地域医療体制の充実については、住民が必要とする医療を適切に受けられるよう、診療科目の充実を関係機関に働きかけていきます。
- 国民健康保険診療所の円滑な運営を図り、地域医療の充実に努めるとともに今後のあり方について検討します。
- 医療サービスの地域格差の解消のため、高齢者等の医療相談、健康相談等の医療、保健サービスができる情報機器設置地区の拡大を図ります。
- 原町赤十字病院との連携強化と、広域での支援の充実を検討していきます。



※診療所：医療法で、入院用ベッド数19以下のものをいう。

※一次救急医療：疾病の初期および急性期症状のある患者の治療を担当し、二次救急医療機関への選別機能を持つ医療

※二次救急医療：主として入院による治療を必要とする医療

第6章 教育・文化施策の充実

豊かな心を育む学びのまち

6-1 生涯学習・生涯スポーツの推進

現状と課題

生涯学習の重要性は多くの住民に浸透しつつありますが、推進体制が確立されていません。現状を把握し、早急に推進体制の組織化が必要です。

住民の学習に対する要望が多様化しています。要望に応えられるよう学習計画を立案し、自主的な学習活動の支援が求められています。

学習活動においては、町内の各地区に素晴らしい自然があります。生活や文化においても地区ごとの特色が見られます。あらためて地域の自然や特色を生かした学習活動が求められています。

社会体育施設については老朽化が目立ちます。計画的に修繕や改修等が必要です。

施設の利用状況は、地域や施設により偏りが見られます。それぞれの施設が効率よく利用できるよう、利用団体との調整を図っています。

住民の体育スポーツ活動に対する要望は多様化しています。住民の要望に沿うよう施設整備や利用しやすい施設管理体制が求められています。

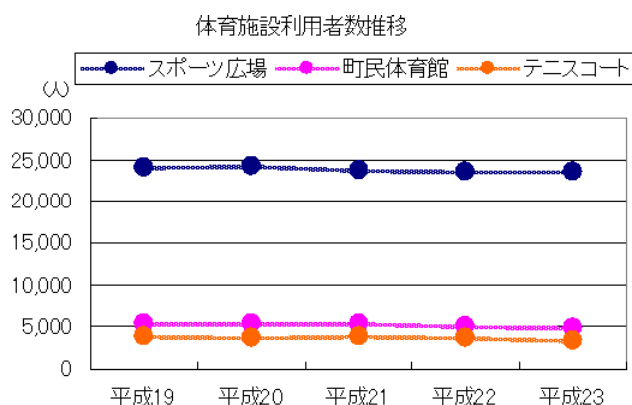
岩櫃ふれあいの郷のコンベンションホール、健康増進センターは、住民ニーズが多様化する中、様々な生涯学習や生涯スポーツに対応できる環境整備が求められています。

少子化に伴い、各種体育行事の競技人口が減少している状況を踏まえ、関係団体とも連携して活性化を図る必要があります。

健康管理のために体育活動始める町民が増加しています。効果的な体力づくり、健康管理を進めるためには正しい運動の知識や技術指導が必要となります。

体育の指導体制は、スポーツ推進委員や体育協会の指導者が中心となっています。基本的な指導から競技の専門的な指導まで行っています。

文化活動同様に体育活動においても地域の特色が見られます。地域の特性を活かしながら身体活動を行う機運を盛り上げることが大切です。



基本方針

生涯学習推進体制については、新たな推進体制づくりが必要です。行政諸部局と連携した次のような効率的な推進体制づくりに努めます。

- 子どもや大人がともに活動できる機会を設けて、世代間の交流を進めます。
- 地域の自然や特色を生かした学習機会の計画を進めます。
- 学習した成果の発表の場として発表会や大会などの計画を進めます。
- 多様化した学習ニーズに応えられるよう指導者の発掘と育成に努めます。
- 住民の要望実現に向けた各公民館の図書の実と公民館間の円滑な図書の貸借の組織化に努めます。

町内の体育施設について実態の把握に努め、計画的な修繕、改修等の計画を立案します。特に老朽化が目立つ施設については、利用者の活動に支障がないように早急に改善に向け検討を進めます。

施設管理体制については、施設の利用者任せにすることなく、利用者要望の把握に努め希望に沿った責任のある管理体制の整備を検討します。

既存の社会体育施設のみでは対応が十分とはいえません。学校と連携を図り、学校体育施設を教育活動に支障のない範囲で一般に開放します。

体育の推進については、関係機関と連携し、単なる活動にとどまらず心身ともに健康な生活が送れるよう推進します。

子どもから大人までともに活動できる運動の機会を設け、世代間の交流を進めます。

地域の自然や特色を活かし、野外活動、レクリエーション活動、軽スポーツ等の指導充実に努めます。

適切な指導が行えるように指導者の資質向上に努めます。

日頃の練習の成果を発揮し、全国大会等へ出場する優秀選手に支援を行います。また、住民のスポーツ活動への意識高揚のため優秀な成果を収めた選手を町民に紹介する機会を設けます。

岩櫃ふれあいの郷のコンベンションホール、健康増進センターについては、時代の要請に応じた文化活動の場、健康増進の場を提供します。



施策の展開

- 生涯学習の推進については、生涯学習推進体制整備として、全ての町民があらゆる機会、あらゆる場所で学習する事ができ、その学習成果が生かせるよう、社会教育のみならず、行政諸部局と連携した効率の良い推進体制の整備を図ります。
- 世代間交流事業の展開策として、地域の子ども会育成団体の支援を行い、子どもから大人までが参加できる講習会や学習機会を計画します。
- 自然とのふれあい教育推進として、地域の特色や地域に残された自然を活用した学習活動を推進します。合わせて多種多様な学習の要望に対応できるよう指導者情報の整理と身近な指導者を育成する体制の整備に努めます。
- 社会体育施設の状況を把握し、計画的に整備する体制づくりを進めます。また、合わせて体育活動に必要な備品整備を行います。
- 学校と連携して学校体育施設が有効利用できるよう体制の整備をします。
- 岩櫃ふれあいの郷のコンベンションホール、健康増進センターについては、生涯学習施設、生涯スポーツ施設の役割やあり方などを検討しながら、より効果的で効率的な管理運営に努めます。
- 体育スポーツ活動の推進体制については、町、教育委員会のみならず、関係する行政機関や団体と連携し、効率良く体育スポーツ活動の推進体制を整備します。
- 学校や子ども会育成団体等と連携し、子どもから大人までが参加できるスポーツ大会、講習会やレクリエーション行事等を計画します
- 地域の風習や地域に残された自然を活用したレクリエーション活動を支援します。
- 住民の積極的な交流や連携を促し、お互いにより良い触れ合いが持てるようスポーツ大会等及び地域スポーツクラブ等の育成・支援と公民館活動の充実強化を図ります。
- 日頃の練習成果を発揮する競技会や大会を計画的に行うとともに、広報活動を行ないます。また、大会等を実施する団体の支援を行います。
- 体育スポーツ活動が安全安心して行えるように指導をするとともに、指導者の育成、支援を行います。
- (仮称)生涯学習・生涯スポーツ推進の町宣言と推進計画の策定に向け検討します。
- 学習、体育活動を通して優秀な青少年を援助し、町民に紹介する機会を設けます。

6-2 家庭・地域・学校・行政が連携した学校教育の推進

現状と課題

本町には、幼稚園 5 園、小学校 5 校、中学校 5 校の学校施設があり、園舎・校舎の新築をはじめ、教育環境の整備を図り、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を進めてきました。

近年、わが国においては様々な社会的条件などを背景に少子化が進行しています。本町においても児童生徒数の減少傾向は著しいものがあり、小学校においては昭和34年の4,290人をピークとして、平成24年度は677人、また、中学校においては昭和37年度の2,224人を最高として、平成24年度は381人に減少しています。なお、10年後の中学校では282人までに減少することが推計されています。

この様な状況下において、今求められている「生きる力を育む学校教育」を推進するために学校については統廃合を行い、町の実情に即応した教育環境、教育諸条件の整備を図らなければなりません。

また、給食調理場 4 施設についても老朽化が進み、施設のドライ化や備品の設置、建物の維持管理に苦慮しており、環境衛生面からも 4 施設については統合し、センター方式による一元化を検討する必要があります。

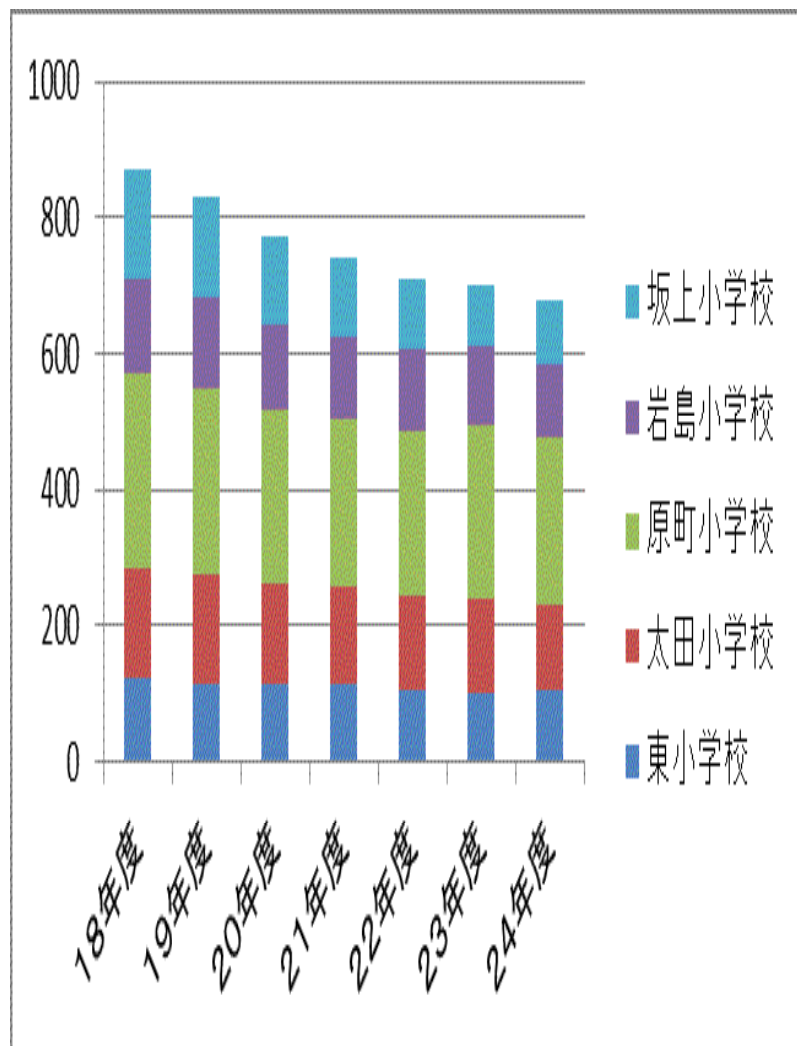
学校教育は、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中で、保護者や地域社会の学校教育に対するニーズも複雑・多様化してきています。特に、近年の厳しい経済環境は、家庭にも、子どもたちの生活にも、さらなる影響を与えつつあります。いじめ、不登校の問題への対応については未然防止、早期発見、早期対応につながるような効果的な取り組みと小中学校の連携体制の確立、人間関係づくり能力の育成が求められています。

少子化や核家族化、高度情報化等私たちを取り巻く生活環境は大きく変わってきています。そのような環境の中で、全国的には子どもたちのいじめによる自殺という痛ましい事件も発生しています。本町においても、インターネットや携帯メール等の出会い系サイトからの、危険な交流等も人ごとではありません。子どもたちが毎日を安全で楽しく過ごせるよう、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを見守り育てていく、地域に開かれた学校づくりが求められています。

少子高齢化社会の到来や雇用の多様化・流動化などを背景として、将来への不透明さが増幅するとともに、就職、進学を問わず、進路を巡る環境は大きく変化しています。

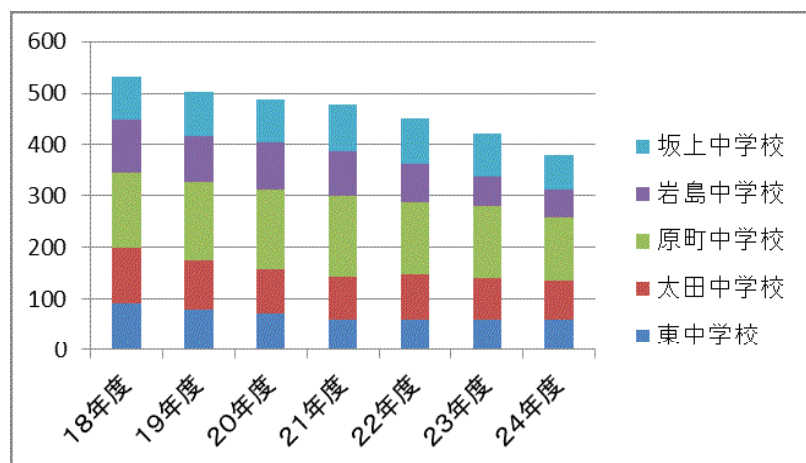
このような状況の中で、子どもたちが将来にわたりたくましく生きていくために、学校においては、児童生徒が自分の力で新しい時代を切り拓いていく「生きる力」の育成が求められています。

幼稚園 園児数の推移



小学校 児童数の推移

中学校 生徒数の推移



基本方針

学校施設については、少子化の進行により児童生徒数の減少傾向が著しく、学校の活動や教育効果などの面で様々な課題が生じています。

文部科学省が示している適正規模の学校にすることにより、集団活動を通して切磋琢磨する機会も多くなり社会性や協調性が生まれることから、中学校においては平成27年4月を目処に5校を1校に統合し、幼稚園・小学校においても早急に学校の統廃合を推進し、生徒の基礎学力の向上、生徒の多様な個性や能力に応じた諸活動ができるようにしていきます。また、給食調理場においても、安全衛生の徹底された効率的かつ効果的な給食施設の整備に努めます。

学校教育の充実策として、優れた知力と豊かな人間性および、たくましい心身を備えて、国際社会に生きる日本人を育成することを目指して、教育行政を推進します。

そのため、各学校は、地域に信頼される学校づくりに取り組み、教育環境の整備を図り、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を進めます。

地域に開かれた学校づくりのため、学校・家庭・地域社会が一層の連携を図り、誰でも、いつでも、どこでも、学べることができ、心の豊かさや生きがいの持てる生涯学習社会の構築に取り組みます。

学校の実態や地域の特色等十分に活かし、地域や保護者との連携を図りながら、特色ある学校づくりに努めます。

教育委員会では「生きる力を育む学校教育の充実」を基本方針に掲げ、子どもたちが「生きる力」を身につけ、社会の厳しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育を推進します。

子ども一人ひとりを大切にし、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質を育み、他人を思いやる心や人間尊重の人づくりに努めます。



施策の展開

- 中学校統合のための施設・環境整備を実施し、スムーズな新中学校への移行を図ります。
- 学校、児童生徒の安全対策の推進として、不審者等の侵入を防ぐ施設整備の充実に努めるとともに、教職員の危機管理意識の高揚や地域、関係機関等の連携に努めます。また、交通安全指導等の徹底を図ります。
- 学校施設の充実策として、校務支援標準システムの整備推進に努めます。
- 耐震化については、耐震診断及び優先度調査の結果をもとに、平成25年度から平成29年度にかけ、より詳細な調査を行い必要な補強工事に努めます。
- 給食調理場については、センター化による一元化に努めます。
- 学校教育においては、信頼される学校経営の推進のため、教職員が「教えるプロ」としての自覚をもって指導力の向上に努めます。基礎的、基本的な内容の確実な定着及び授業改善に努めます。
- 道徳教育の充実と国際化への対応策として、奉仕等の体験的活動や読書活動、道徳授業の充実などを通して、豊かな心の育成に努めるとともに、規範意識の徹底を図ります。
- J R C 活動や外国青年招致事業等を通して、異文化の理解や受容に努めます。
- 特別支援教育及び人権教育の推進策として、「学習上、気になる児童生徒」への支援、「特別支援教育支援員」の適正配置など校内推進体制の整備充実に努めます。また、「群馬県人権教育の基本方針」に基づき、豊かな人間性と社会性の育成に努めます。
- 幼稚園教育においては、家庭・地域との連携を図り地域の特色を生かした幼稚園経営の充実に努めるとともに、小学校や保育所との連携を図り幼児教育の充実に努めます。
- 健康・安全教育の推進については、家庭との連携を図り、望ましい生活習慣及び食習慣を身につけさせます。
- 地域に開かれた学校づくりを推進するため、地域ぐるみの学校安全体制を強化し、実践的な取り組みを推進します。また、いじめや不登校などの悩みを持つ児童・生徒や父母への相談・指導を充実します。
- 高等教育機関への進学支援として、人間関係を基盤とした生徒指導とキャリア教育（進路指導）の改善・充実をはかるため、教師と生徒の相互信頼関係を基盤とした生徒指導の充実に努めます。
- 児童生徒一人ひとりの自己実現につながるキャリア教育（進路指導）に努めるとともに、経済的理由により修学困難な者に対し育英（奨学金）制度等の充実に努めます。

6-3 歴史・文化的資産の保全・継承

現状と課題

社会教育の各種団体も統合しました。文化協会は、様々な文化芸術活動を行う団体の集合体です。今後も文化協会を中心に、町の文化・芸術振興を進められるよう連携・協力を深めます。

教養講座の参加者には、新しいサークル活動の取り組みが始まっています。自主的な活動の機運も見られますので育成、支援に努めます。

東吾妻町指定文化財の保護活動や文化財資料を活用した企画展等の開催により、文化財に対する意識の向上がうかがえます。

岩島麻や民俗芸能である各地区の神楽や獅子舞の保護育成に努めていますが、活動者の高齢化と後継者不足が大きな課題となっています。

文化財の保護と活用については、分野が広く資料の収集や保存、活用には専門的な知識が必要であり、体制の充実が求められています。

基本方針

心の豊かさを求める時代となり、文化・芸術への関心が高まっています。身近な文化、芸術をはじめ郷土の文化・芸術活動を推進する体制を整備します。

文化・芸術の振興に向けて啓発活動を進めます。また、活動に関心を深めるために文化、芸術活動に関する情報収集を行い提供する体制を整えます。

長い年月をかけて培ってきた地域の歴史・文化を次世代に引き継ぐために、地域の特色ある貴重な文化財の適切な継承、保存、活用に努めます。

地域の伝統民俗芸能については、団体と連携を図り後継者の育成を支援します。

施策の展開

- 文化・芸術活動の振興対策として、町広報や公民館だよりにより文化・芸術に関する情報提供を行い町民の関心を高めます。
- 発表や交流機会の充実策として、町文化祭を開催し活動の発表を行います。また、文化・芸術に関する研修会を計画し資質の向上に努めます。
- 子どもたちが各地域で行われている地域文化や伝統行事に参加し、継承できるよう支援します。また、子どもたちが地域の伝統文化にふれられるよう啓発活動に努めます。
- 郡内をはじめ、県内各地で行われている文化・芸術活動について、情報を集め発信できる体制づくりを進めます。
- 文化財の保存活用策として、地域に残された貴重な文化資料を整理し活用する資料館等の施設の整備を進めます。
- 歴史、文化、芸術の保存活用は、専門的な知識が求められます。文化財調査委員会を中心に、専門的な知識を持つ人材の発掘と、その活用の体制づくりを進めます。
- 文化財の保存はもとより、残された貴重な資料を活用し、歴史・文化の入門講座や学習活動の資料として提供できるよう整理を行います。
- 文化財に対する意識の高揚を図るため、広報ひがしあがつまで紹介するとともに、町内文化財冊子の内容充実に努めます。



6-4 地域間・世代間の交流・連携事業の推進

現状と課題

近年の高速道路網・情報通信網の整備により、国内がネットワーク化されつつあり、県内のみならず、都市部などとの多様で広域的な地域連携による地域活性化が求められています。

町は東京都杉並区との友好協定を基本に都市部との交流を進めています。

今後においても異なる環境にある地域間の連携を図り、地域活性化を進めるために、生活、文化、産業や観光などの分野において、住民が中心となった交流を更に進めていく必要があります。

基本方針

本町の住民の一体感の醸成を図るため様々な交流活動の推進に努めます。人口流出による地域自治活動の維持が困難となってきた地域のため、特色ある地域活動などを支援します。

施策の展開

- 魅力あるまちづくりを進めるため、本町のすばらしい自然、歴史、文化、産業などの資源を有効に活用し、住民が主体となって取り組める地域間交流を促進します。
- 本町の知名度が上がるように努め、この地域に誇りが持て、連帯感が醸成できるように、杉並区等都市や国内外との交流による人材育成を図るとともに、本町のPRを推進します。



第7章 行財政改革の推進

健全財政に向け徹底した改革に取り組むまち

7-1 町財産の適正管理

現状と課題

国・地方は、依然として厳しい財政状況にある中で、政府では「中期財政フレーム（平成23年8月12日閣議決定）を前提に、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底見直しを通じ、歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった、省庁を越えた大胆な予算の組み替えを行うことを基本とする」としています。

本町の歳入面においては、収入全体における自主財源の割合は3分の1強で依然として依存財源の比率が高い状況にあります。地方債の借入に対しては、元利金償還に交付税措置が多く受けられ有利な、辺地・過疎対策事業債や旧合併特例事業債を利用しています。

歳出面では、公債費の繰上償還を行い、将来負担を軽減してきました。また、総人件費は、町村合併後の職員定員適正化計画により減少傾向にあります。しかし、少子化に伴う保育及び教育施設の設置及び耐震化を含む整備など、必要性の高い事業が山積しています。

こうした中で、健全な財政運営を行い、町村の適正規模とされる標準財政規模の15%を上回る財政調整基金の積立など、好転の兆しが見られますが、実質公債費比率や将来負担比率とも県内で高い位置にあり、事務事業の評価を行う中で、事務処理や公共施設の管理運営の効率化及び民間活力の導入などにより、今後ますます、行政コストの削減を図り効率的かつ効果的な行財政運営に努める必要があります。

地籍調査については、一筆地調査における適正な筆界の確認が必要で、筆界の確認においては、登記や公図等の基礎資料に基づき、土地所有者その他の利害関係人またはこれらの者の代理人の立会を得て行うことが基本です。この立会の確保を図り、修正主義の原則に従って現地調査を行うためには、地籍調査の実施前及び実施中において、土地所有者等に対し地籍調査の重要性とその内容を十分説明し、土地所有者等の理解と協力のもとに本調査を進めます。

地籍調査の成果については、不動産登記に反映されるばかりでなく、従来から公共事業の計画・設計、公共用地の取得・管理、土地取引、建築設計等の基礎資料、公平な課税等、多目的な利活用が図られています。

役場の本庁舎については、昭和33年11月に完成。その後、増改築が繰り返されてきました。建築から50年以上が経過し、老朽化が進み、雨漏りや柱、壁のひび割れなど、危険な状況になってきています。

基本方針

限られた財源を効率的に運用するため、事務・事業の評価を行い、不要・不急な事業の洗い出しと、少ない経費でより多くの効果が求められるよう、財政運営を行います。

町債については、健全な運用を行ってきたことにより、健全化判断の一つの指針である実質公債費比率及び将来負担比率の値は年々下がってきていますが、今後も、健全で計画的な運用に努めます。

地籍調査については、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化と、地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査します。

役場庁舎の建設については、基金の積立をおこない、庁舎建設検討会等を立ち上げ検討を進めます。

施策の展開

- 行政関連施設の廃止・縮減・民間譲渡・移転を含めた見直しを検討していきます。
- 行財政運営については、中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な財政運営を行います。
- 公の施設の管理運営については、指定管理者制度等による民間活力の導入を推進します。
- 地籍調査の成果については、不動産登記をはじめとする多目的な利活用が図られてきました。今後は、最新の情報技術に対応したGIS^{*}等の構築に向けて利活用していきます。
- 役場庁舎の建設については、庁舎建設検討会等で建設場所を含め検討を進めます。また、引き続き基金の積立をおこないます。



※GIS：地理情報システム

7-2 集中改革プランの徹底による借金体質の改善

現状と課題

平成23年3月に第2次東吾妻町行政改革大綱及びその実施計画(第2次集中改革プラン)を策定しました。

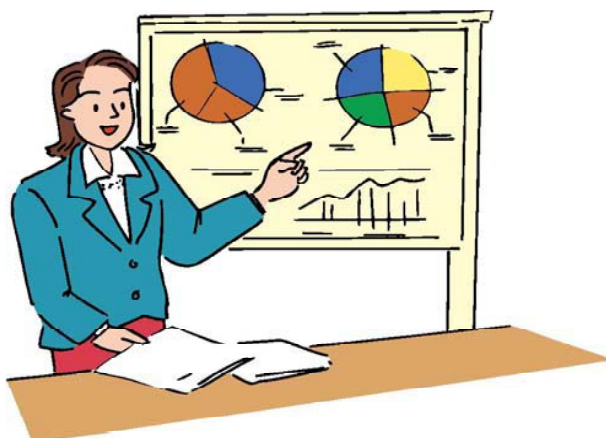
第1次集中改革プランにおいて、公債費負担適正化計画に基づいた起債抑制に努めた結果、実質公債費比率が、知事の起債許可が必要な基準(18%)を下回りました。しかしながら、依然として厳しい財政状況下において、分権型社会へ転換していくためには、人口減少、少子高齢化社会の到来、住民要望の多様化など社会情勢の変化に的確に対応し、自らの判断と責任により、効率的で質の高い町政の実現をめざし、一層の行政改革を推進していかなければなりません。

基本方針

第2次集中改革プランに基づき、さらなる行財政改革に取り組み、町民の意見を反映させながら、自らの判断と責任において、効率的で質の高い行財政運営を進めることにより、地方分権時代に対応した強固な財政基盤が構築されることをめざします。

施策の展開

- 効果的、効率的な財政運営と自主財源の確保により、実質公債費比率を下げ、将来の財政負担の軽減に努めます。
- 第2次集中改革プランに基づき、積極的に行財政改革に取り組んでいきます。
- 行財政改革の推進においては行政改革推進本部が中心となり推進を図ります。
- 不要不急の業務の廃止・縮減を図ります。
- 広域行政の積極導入による行政コストの縮減を図ります。
- 適正な受益者負担のあり方について検討していきます。



7-3 職員資質の向上、適正な人員配置と機構改革

現状と課題

社会情勢の変化や行政需要の高度化・多様化に対応できる職員を育成するため、専門的な知識の習得や判断力、企画立案能力、指導力などの養成と効率的な事務事業の推進のために職員の意識改革を進める必要があります。

基本方針

定員適正化計画等に基づき、地方分権の流れや社会情勢の変化などにより、組織機構及び事務事業の見直し等を通じ実態に即した人員配置に努めます。

職員の資質向上に努め、多様化するニーズに対応した町民サービスの向上を図ります。

施策の展開

- 職員の人材育成を目指し、職場研修・職場外研修・派遣交流研修を実施します。
- 職員資質の向上のため、経験年数や役職、職種に応じた研修を計画的に推進します。
- 目標管理制度を基本とした、人事評価システムの構築に取り組みます。
- 集中改革プラン等に基づき、行政需要等を考慮しながら職員数及び職員給与体系の適正化に努め、適正な人事運営と計画的な定員管理を行います。
- 町の規模と町民ニーズに対応した機構改革を推進します。支所・出張所についても規模、機能を検討し適正運営に努めます。
- 窓口をはじめとする職員の公共サービス意識の向上に努めます。
- 事務事業の評価を行い、予算編成や事業の執行に対し、継続して反映していきます。



7-4 合併の効果を生かした効率的な町運営

現状と課題

町村合併に伴い庁舎内外の統合整備、公共料金の統一などを実施してきました。

しかし、町の規模は小さく、多くの面で広域行政を行っているため、隣接市町村と歩調を合わせながら実施していかなければならない事業が数多くあります。財政の健全化のためにも広域町村で取り組める事業については検討していかなければなりません。

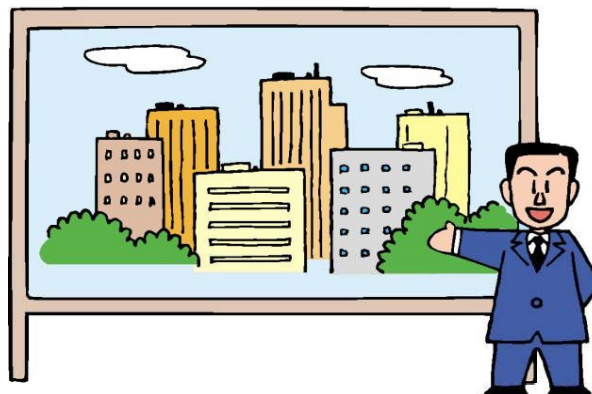
基本方針

今後も進む地方行政の広域化と地方分権の流れに留意し、効率的な行政運営を図るため、周辺自治体との連携を密にし、事務事業の共同化をはじめ県下全域を見据えて事務事業の執行に取り組みます。

生活圏、経済圏の広域化、情報交通網の充実、行政に対する要望の多様化・高度化、効率的な行財政運営に対応するため、吾妻広域町村圏での連携と共通の目的を持った共同事業を推進します。

施策の展開

- 住民負担の公平性の観点から、使用料等について受益者負担の適正化に努めます。
- 吾妻広域町村圏の構成町村と連携し、さらなる広域行政の推進に取り組みます。
- ゴミやし尿処理など共同事業について、状況に対応した事務の再編と新たな共同処理の可能性を検討します。
- 窓口機能の拡充による住民サービスの向上に努めます。
- 地域自治活動を維持するため、町民生活に対応した区割りの再編と住民自治の推進を図ります。





東吾妻町第 1 次総合計画

発行日：平成 25 年 3 月

発 行：群馬県東吾妻町

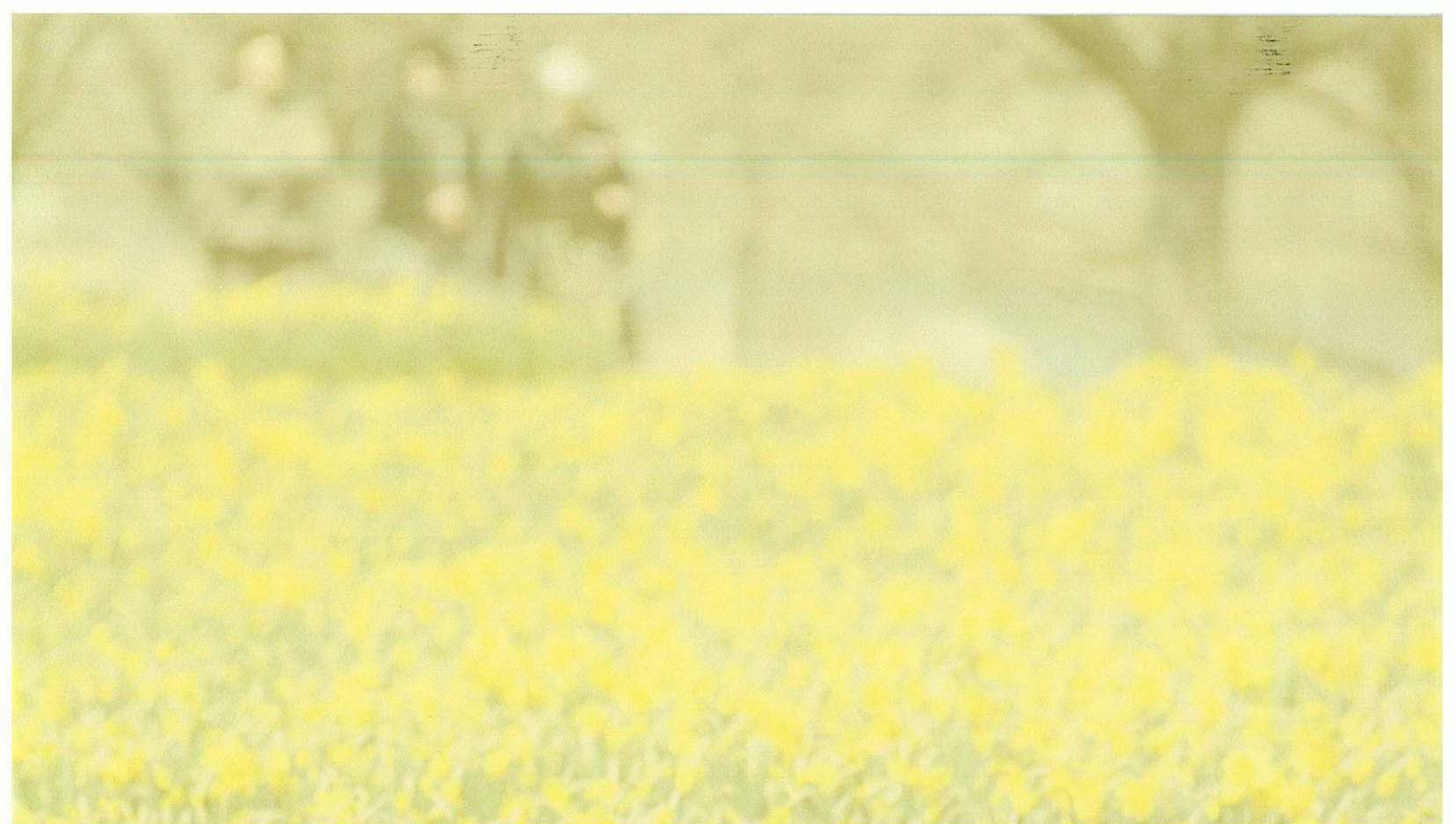
〒377-0892

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 594 番地 3

電 話：☎0279-68-2111(代)

編 集：東吾妻町企画課

印 刷：株式会社あがつま御縁屋



東吾妻町第1次総合計画

発行日：平成25年3月

発 行：群馬県東吾妻町

編 集：東吾妻町企画課

〒377-0892

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594番地3

☎0279-68-2111(代)

